

令和9年度

国への提言・提案

令和8年4月



三重県

目次

【重点項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の推進	内閣官房、財務省、国土交通省	1
2	安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進	財務省、国土交通省	2
3	災害に強い県土づくりのための流域治水の推進	財務省、国土交通省	7
4	背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進	財務省、国土交通省	13
5	携帯電話基地局強靱化における負担の抜本的見直し	総務省	15
6	新たな地域医療構想に向けた支援	厚生労働省	16
7	高校魅力化・活性化に向けた支援の充実	文部科学省	18
8	中東情勢における石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給・確保	内閣官房、経済産業省	20
9	半導体産業の振興に向けた支援	経済産業省、文部科学省	21
10	農業構造転換集中対策と農地の集積・集約化の推進	農林水産省	23
11	地方へのインバウンド誘客に向けた支援	国土交通省、観光庁	25
12	地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充	国土交通省	27
13	リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりへの支援	国土交通省	29
14	人口減少対策の取組に向けた支援	内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省	31

【一般項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	国民保護に係る避難施設の確保等	内閣官房、消防庁	35
2	市町村災害対応力の向上の取組への支援措置等の充実	内閣官房	35
3	防災庁の地方拠点設置	内閣官房	35
4	外国人労働者に対する日本語教育支援の充実	内閣官房、外務省、厚生労働省	35
5	備蓄物資確保と備蓄施設整備への支援の充実	内閣府	36
6	防災DXの推進による災害対応力の強化	内閣府、気象庁	36
7	災害救助法及び被災者生活再建支援制度の拡充・充実	内閣府	36
8	住家被害認定調査の判定方法の簡素化とデジタル技術の活用	内閣府	36
9	避難所の生活環境改善への支援	内閣府	37
10	避難所として利用可能な宿泊施設等の事前登録制度の創設	内閣府	37
11	津波避難施設整備への支援の充実	内閣府、総務省	37
12	ジェンダーギャップの解消・男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	内閣府	37
13	性犯罪・性暴力対策の推進	内閣府	37
14	犯罪被害者等支援の推進	国家公安委員会 (警察庁)、総務省、法務省	38
15	治安対策の充実・強化	国家公安委員会 (警察庁)、総務省	38
16	交番・駐在所の機能を維持・強化するための財政的支援	国家公安委員会 (警察庁)	38
17	通訳体制の強化に向けた語学研修の充実	国家公安委員会(警察庁)	38
18	匿名・流動型犯罪グループ総合対策の推進	国家公安委員会(警察庁)	38
19	交通事故統計情報管理に係る共通基盤の整備・運用	国家公安委員会(警察庁)	38
20	災害警備活動の高度化に向けた警察活動基盤の強化	国家公安委員会(警察庁)、総務省	39

No.	項目	関係省庁	頁
21	子どもの声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施に向けた支援	こども家庭庁	39
22	切れ目のない妊娠・出産支援等の推進	こども家庭庁	39
23	幼児教育・保育の充実	こども家庭庁、文部科学省	40
24	地域子ども・子育て支援事業の充実	こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省	40
25	発達支援が必要な子どもへの対応	こども家庭庁、厚生労働省	40
26	児童相談体制の充実と強化	こども家庭庁	41
27	社会的養育の推進およびひとり親家庭等への支援	こども家庭庁、文部科学省	41
28	フリースクール等学校以外の多様な学びの場を活用する児童生徒等への支援	こども家庭庁、文部科学省	42
29	自治体情報システムの標準化とガバメントクラウドの安定した運営に関する支援	デジタル庁	42
30	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等	総務省	42
31	水道事業の持続可能な仕組みづくり	総務省、国土交通省	42
32	インターネット上の人権侵害対策の推進	総務省	43
33	消防力向上の取組への支援措置の充実	消防庁	43
34	外国人との共生社会実現に向けた施策の推進等	出入国在留管理庁、内閣官房	43
35	外国人住民に対する日本語教育の充実	文部科学省	44
36	高校授業料無償化の確実な実施のための安定財源の確保等	文部科学省	44
37	高校魅力化・活性化に向けた支援の充実	文部科学省	44
38	ICTを活用した教育の推進	文部科学省	45
39	学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充	文部科学省	45
40	学力向上施策に対する支援の充実	文部科学省	45

No.	項目	関係省庁	頁
41	いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実	文部科学省	46
42	外国人児童生徒に対する支援の推進	文部科学省	46
43	夜間中学の運営に向けた支援の充実	文部科学省	46
44	特別支援教育の推進	文部科学省	47
45	子どもの貧困対策の推進	文部科学省	47
46	教職員の働き方改革の推進と専門人材の活用	文部科学省、スポーツ庁、文化庁	47
47	義務教育費国庫負担制度の充実	文部科学省	47
48	安全・安心に学べる教育環境の整備	文部科学省、スポーツ庁	48
49	学校給食・食育の充実と健康教育の推進	文部科学省	49
50	私学助成の充実	文部科学省	49
51	私立の広域通信制高等学校の監督等	文部科学省	49
52	学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実	文部科学省	49
53	地域と学校の連携・協働体制の構築	文部科学省	50
54	子どもの人権が尊重される学校教育の推進	文部科学省	50
55	部活動の地域展開に向けた支援の充実	スポーツ庁、文化庁	50
56	体力向上に係る取組に対する支援の充実	スポーツ庁、文化庁	50
57	国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担の軽減	スポーツ庁	50
58	競技力向上とアスリート育成に向けた提言	スポーツ庁	50
59	文化財保護事業等の拡充	文化庁	51
60	ユネスコ無形文化遺産への登録	文化庁	51

No.	項目	関係省庁	頁
61	地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の拡充	厚生労働省	51
62	地域医療提供体制の充実に向けた支援	総務省、厚生労働省	51
63	災害時の医療提供体制の整備	厚生労働省、国土交通省	52
64	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	厚生労働省	52
65	がん対策の推進のための財政支援の拡充	厚生労働省	52
66	周産期医療提供体制の確保に向けた支援	厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁	52
67	小児医療提供体制の確保に向けた支援	厚生労働省	53
68	医師および看護職員の確保に向けた取組の推進	厚生労働省	53
69	介護サービスの提供に係る施策の充実	厚生労働省	54
70	介護人材の確保に向けた施策の充実	厚生労働省	54
71	新興感染症に備えた対応	厚生労働省	55
72	結核医療提供体制の推進	厚生労働省	55
73	予防接種の推進	厚生労働省	55
74	健康づくりの推進	厚生労働省	55
75	妊婦健康診査における歯科健康診査の実施	厚生労働省、こども家庭庁	56
76	難病対策の充実	厚生労働省	56
77	医療費助成制度の充実	厚生労働省、こども家庭庁	56
78	薬剤師確保に向けた取組の推進	厚生労働省	56
79	災害時の薬局機能を維持するための体制の整備	厚生労働省	56
80	麻薬卸売業者による都道府県を超えた医療機関等への譲渡に係る規制緩和	厚生労働省	56

No.	項目	関係省庁	頁
81	地域共生社会の実現に向けた包括的支援等	厚生労働省	57
82	生活保護世帯における冷房器具購入に関する取扱いの緩和等	厚生労働省	57
83	障がい者の地域生活支援	こども家庭庁、 スポーツ庁、厚生労働省	57
84	人権が尊重される社会づくりの推進	法務省、厚生労働省	58
85	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進	厚生労働省、農林水産省	58
86	食料安全保障の確保に向けた水田政策の見直し	農林水産省	58
87	農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化の推進	農林水産省、内閣官房、財務省	59
88	家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化	農林水産省	59
89	原油・物価高の影響を受ける農林水産事業者への支援の継続・強化	農林水産省	60
90	一次産業者の利益拡大に向けた海外市場への輸出拡大支援	農林水産省	60
91	農業の生産振興を支える体制づくりに係る支援の充実・強化	農林水産省	61
92	農業者等の収益力強化や経営安定に向けた支援の充実・強化	農林水産省	61
93	農業農村整備事業の支援の充実	農林水産省	62
94	活力ある持続可能な農村の振興に向けた支援の充実	農林水産省	62
95	森林資源の循環利用と花粉発生源対策の推進に向けた支援	農林水産省	62
96	森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援	総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	62
97	水産業および漁村の振興に向けた支援	農林水産省	63
98	四日市コンビナートの競争力強化に向けた支援	経済産業省	63
99	自動車産業を取り巻く事業環境変化への対応等の取組に対する支援	経済産業省	64
100	洋上風力発電の導入拡大及び関連産業の育成に向けた支援	経済産業省	64

No.	項目	関係省庁	頁
101	地域の不安解消につながる太陽光発電等の規制強化	経済産業省、資源エネルギー庁、環境省	64
102	陶磁器産業等の原材料確保に向けた支援	経済産業省	64
103	適正取引・価格転嫁を実現する中小企業・小規模企業支援対策のさらなる強化	経済産業省（中小企業庁）、公正取引委員会	64
104	地域公共交通への支援の拡充	国土交通省	65
105	中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現や利用促進に向けた取組等への支援	国土交通省	65
106	地籍調査の推進	国土交通省	65
107	水道施設の整備等に向けた支援の拡充	国土交通省	66
108	既存水道施設の耐震化・老朽化への支援	国土交通省	66
109	魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進	財務省、国土交通省	66
110	安全で快適な住まいまちづくりの推進	財務省、国土交通省	67
111	インバウンド含む旅行者の受入環境の充実に向けた支援	観光庁	67
112	2050年ネット・ゼロの実現に向けた施策の推進	資源エネルギー庁、環境省	67
113	海岸漂着物対策の推進	環境省	67
114	「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進	環境省	67
115	廃棄物の適正処理の推進	環境省、国土交通省	68
116	産業廃棄物の環境修復事業への財政支援の継続・長期的な財政支援のための制度	総務省、財務省、環境省	68
117	ツキノワグマ対策の推進	環境省	68
118	国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化	環境省	68
119	不適正ヤードの規制の強化	環境省	68
120	地球温暖化対策の推進に係る「地域地球温暖化防止活動推進センター」への支援	環境省	68

重点項目

1. 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の推進

(内閣官房、財務省、国土交通省)

半島地形を有し、南海トラフ地震で甚大な被害が想定される当県において、令和7年6月に策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、近年の物価や人件費の高騰を加味した、必要かつ十分な予算・財源を確保すること。

災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。

《現状・課題等》

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により、特に、能登半島において甚大な被害が発生しました。能登半島は三方を海に囲まれ交通網が脆弱であることから、被災地への陸・海・空の輸送ルートの確保や孤立地域の解消など様々な課題が浮き彫りとなりました。三重県は、南北に長く半島を有するなど、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似しており、南海トラフ地震災害や激甚化・頻発化する風水害に備え、今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要があります。

紀伊半島に位置する本県においても、災害に屈しない県土づくりに向けて、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の令和3年度から7年度を計画期間とする「5年後の達成目標」を策定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算を活用し対策を強力かつ計画的に講じていますが、今後も、継続的・安定的に国土強靱化対策を進める必要があります。

昨今の甚大な被害をもたらす地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、令和7年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、近年の物価や人件費等の高騰を加味した、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20(2008)年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。

能登半島地震では、発災直後からTEC-FORCEが集結し、発災後約1ヶ月の間へのべ10,000人を超える体制で、被災状況調査や災害対策機械による応急対策等の技術支援が実施されています。

地方整備局等の定員は、この7年間は微増したものの、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速するための支援の充実が不可欠であり、地方整備局等の更なる人員の確保が必要です。

事務担当 県土整備総務課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法等

2. 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の未整備区間の解消に向けて熊野道路および紀宝熊野道路の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路を早期完成すること。
4車線化事業化区間の着実な事業推進、未事業化区間の早期事業化を図るとともに、直轄無料区間については、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討すること。
- 2 東海環状自動車道について、全線開通に向けて着実に整備を推進するとともに、開通見通しを早期公表すること。
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化の早期事業化を図ること。
- 3 国道1号北勢バイパスについて、残る区間の用地取得に早期に着手すること。
国道23号鈴鹿四日市道路について、着実な事業推進を図ること。
国道23号中勢バイパスについて、暫定供用区間の渋滞緩和対策（立体化・4車線化）を推進すること。
- 4 国道1号桑名東部拡幅の老朽化が著しい伊勢大橋の架替について、着実に整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進すること。
国道1号関バイパスの整備方針の検討を行うこと。
- 5 鈴鹿亀山道路について、早期整備等のため十分な予算を確保すること。
リニア三重県駅開業を見据えた鈴鹿亀山道路整備のため、亀山JCT部を含めた一連区間について早期整備のための必要な支援を検討すること。
- 6 名神名阪連絡道路について、着実な構想段階PIの実施を支援するとともに、計画の具体化に向けて連携を図ること。
- 7 豊かで活力のある地域づくりの推進に向け、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進及び支援を行うこと。
バスタ四日市の事業推進を図ると共に、津駅周辺については、バスタプロジェクトの整備方針の検討を行うこと。
- 8 大規模自然災害への備えとして、緊急輸送道路に指定されている直轄国道の無電柱化を推進すること。
直轄国道において舗装修繕や防災対策などの強化のため、十分な予算を確保すること。
- 9 地方が真に必要とする道路整備を長期安定的に推進するために必要な予算を確保すること。
大規模災害に備え、緊急輸送道路における橋梁の流失対策や耐震補強に必要な予算を確保すること。

10 地域の課題解決に向け、「道路メンテナンス事業補助」「土砂災害対策道路事業補助」等の推進に必要な予算を確保すること。

計画的かつ重点的に推進するため「大規模構造物を伴う道路整備」「路面下空洞化調査及び対策」について、個別補助制度を創設すること。

11 能登半島地震を踏まえ、緊急輸送道路を対象に高盛土と集水地形箇所(point)の点検及び対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

緊急輸送道路など防災上重要な道路における道路整備や舗装修繕を推進するために必要な予算を確保すること。

12 通学路の交通安全対策を推進するために必要な予算を確保すること。

13 ナショナルサイクルートの環境整備を推進するため、必要な予算の支援と拡充及び、観光誘客に向けた取組を国内外に推進すること。

トンネル照明のLED化を推進するため、必要な予算の確保を図ること。

《現状・課題等》

1 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道42号は台風や豪雨等による通行止めが頻繁に発生することから、国土強靱化に向けた国道42号のダブルネットワーク化が求められています。

加えて、当地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など、より地方創生が求められる地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。

このことから、国土強靱化、地方創生に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路を早期に完成することが必要です。また、4車線事業化区間である勢和多気JCT～紀勢大内山IC間の一部区間の着実な事業推進とともに、残る区間についても早期事業化が必要です。また、直轄無料区間については、暫定2車線区間の4車線化早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえた検討が必要です。

2 東海環状自動車道について、いなべIC～大安IC間が令和7(2025)年3月29日に開通しましたが、全線開通となる養老IC～いなべIC間は、県境トンネル工事が難航しており、令和8(2026)年度開通予定としていた開通時期の見直しが必要となっています。沿線地域では開通を見越した設備投資が進められており、北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、全線開通に向けた着実な整備の推進とともに開通見通しの早期公表が必要です。

新名神高速道路は、新東名高速道路と一体で3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈であり、人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たす上で不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による輸送における効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性がある自動運転トラック等の実現を見据え、その基盤となる新名神高速道路、新東名高速道路の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和3(2021)年度末から順次完成が進む中、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されていないため、早期事業化が必要です。

3 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。

渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備による国道23号との南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が進められています。北勢バイパスについては、残る区間の用地取得に早期に着手することが必要です。鈴鹿四日市道路については、着実な事業推進が必要です。

中勢バイパスについては、暫定供用区間の渋滞緩和対策を推進するなどネットワークの強化が必要です。

4 国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9(1934)年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両(特殊車両)は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間の短縮による物流の効率化が期待される伊勢大橋の架替について着実な整備推進が必要です。

松阪多気バイパスは、平成30(2018)年3月に暫定2車線で全線開通したことにより交通量が増加し、県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞が増加しています。朝田町南交差点立体化の着実な整備推進が必要です。

国道1号関バイパスは、名阪国道と直結する大阪行ランプが平成19年(2007年)に、名古屋行ランプが平成20年(2008年)に開通し、国道1号の交通量の減少や亀山ICの安全性の向上に寄与しています。今後、リニア開通を見据え交通量の増加や交通形態の変更が見込まれるなか、地域の交通課題の解消に向け、関バイパスの整備方針の検討が必要です。

5 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動において有効に機能する道路として令和4(2022)年4月に補助事業として新規事業化されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期整備が必要です。

亀山JCT部では、供用中高速道路上の施工やランプが輻輳する中での難工事、既設構造物との近接施工など技術的難易度が高い構造物が多いことが課題となっています。また、亀山JCT部は、供用中の高速道路を跨ぐ長大橋が輻輳する工事となり、現道交通への影響を少なくするために短期集中的に大規模投資が必要となります。早期整備のため十分な予算を確保するとともに、亀山JCT部において、早期整備に向けた必要な支援の検討が必要です。

6 本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されておらず、これらの幹線道路を南北につなぎ、地域のさらなる発展に寄与する名神名阪連絡道路の早期整備が待ち望まれています。

周辺の道路では、生活交通と物流交通が混在しており、大型車混入率が全国平均と比べ非常に高く、交通安全の確保および物流の効率化が必要です。

また、名阪国道の通行止めの頻度は、新名神高速道路の3倍以上であり高規格道路のリダンダンシーの確保が必要です。

計画の具体化に向けたこれまでの取組として、令和4年に構想段階PIに着手し、令和4年11月に第1回有識者委員会、令和5年1月から2月に第1回意見聴取、令和6年11月に第2回有識者委員会、令和7年6月に第3回有識者委員会、令和7年10月から11月に第2回意見聴取を行い、優先整備区間の設定に向けた検討を行っています。

引き続き、有識者委員会の開催や構想段階PIの実施を支援するとともに、計画の具体化に向けて連携を図ることが必要です。

7 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」において、有識者や交通関係者と幅広く意見交換を行い、令和4（2022）年3月に「津駅周辺空間の整備方針」を策定しました。本整備方針では、津駅周辺が、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的としています。また、令和4（2022）年度には本整備方針の具現化に向けて新たに「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を立ち上げ、令和7年7月には、津市により津駅周辺地区の目指す将来像を示した「津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）」が策定・公表されました。

豊かで活力ある地域づくりや防災力の強化に向けて、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進や支援が必要です。

8 令和6年能登半島地震では、石川県において約3,000本の電柱が倒壊したことにより、道路が通行できなくなり、救助活動に支障をきたしました。また、停電も長期化するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼしました。

今後発生が危惧されている南海トラフ地震などの大規模自然災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動に備えて、緊急輸送道路に指定されている直轄国道の無電柱化について、着実な整備の推進が必要です。

三重県内の直轄国道の大型車交通量は全国平均に比べ2倍以上あり、特に名阪国道や国道1号、23号においては10,000台・方向/日（大型車）を超える箇所が存在し、舗装の劣化が急速に進んでいます。計画的な舗装修繕、交通安全対策などによる良好な走行環境の維持や安定した道路利活用のための防災対策が必要です。

9 幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めていますが、予算を十分に確保できず、計画的な道路整備の推進が困難となっています。このように地方が真に必要なとする道路整備を長期安定的に推進するために必要な予算を確保することが必要です。

また、南海トラフ地震などの大規模災害時に、リダンタンシーの確保された災害に強い道路ネットワークの構築が必要です。三重県内の緊急輸送道路における橋梁の内、約36%の橋梁について流失対策が完了し、約77%の橋梁について大規模地震時にも壊れない補強が完了しています。引き続き、「命の道」となる緊急輸送道路における壊れない橋梁の早期整備に向けた予算の確保が必要です。

10 地域の課題解決に向けた計画的な道路事業の進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、土砂災害対策道路事業補助、踏切道改良計画事業補助の推進に予算確保が必要です。

また、現状において、ICアクセスや、重要物流道路に係る個別補助制度はありますが、大規模な改築事業に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な構造物を迅速に整備し、早期に効果を発現するためには、個別補助事業による予算措置が必要です。加えて、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没を踏まえ、三重県においても、不具合が発生した際の国民生活への影響が大きい路面下空洞化調査及び対策の重点的な推進が必要です。このことから、早期に効果を発現するため、個別補助制度の創設が必要です。

11 三重県は南北に長く半島を有するなど、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似しており、南海トラフ地震において三重県の半島沿岸地域では、2.9万人の死者が想定されています。

道路法面等防災対策、津波等避難に必要な道路整備、舗装修繕等の道路施設の老朽化対策などを進めています。予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。緊急輸送道路を対象とした高盛土と集水地形箇所等の点検及び対策の重点的な推進や、緊急輸送道路を含む防災上重要な道路における道路整備や舗装修繕を推進するために予算の確保が必要です。

12 交通安全事業は、通学路交通安全プログラムに基づく要対策箇所等で事業を推進しています。通学児童など道路利用者の交通安全確保のための交通安全対策事業が着実に推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

13 太平洋岸自転車道は、令和3(2021)年5月に第2次ナショナルサイクルルートに指定され、本県においては鳥羽市から紀宝町に至る約300kmが含まれています。サイクルツーリズムを強力に推進していくためには、サイクリングが楽しめる魅力づくりを地域と連携しながら盛り上げていくとともに、安全で快適な自転車通行空間の確保や受入環境の整備に取り組む必要があります。自転車通行空間の整備や通行空間整備と一体となった案内看板等の整備は交付金の重点配分対象ですが、よりサイクリングが楽しめる環境整備を推進するために、サイクルステーションや景観形成についても交付金の重点配分対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

近年の気候変動の影響により温暖化対策は喫緊の課題となっており、脱炭素社会の実現に向けて、道路交通の低炭素化、道路インフラの省エネ化・グリーン化が求められています。本県では道路インフラの省エネ化に向け、トンネル照明のLED化を進めており、このLED化を計画的に推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。

事務担当 県土整備部道路企画課、道路建設課、道路管理課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法、踏切道改良促進法、自転車道の整備等に関する法律 等

3. 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 七里御浜海岸の長期にわたる安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。
効果的な海岸侵食対策の方向性を定めるため、技術的な支援を継続して行うこと。
七里御浜海岸への土砂供給の体制を確立するため、熊野川の「総合土砂管理計画（行動計画）」を早期に作成すること。
- 2 鳥羽河内ダム（県管理）の令和10年度完成に向けて、必要な予算を確保すること。
- 3 雲出川本川の直轄河川改修事業及び支川中村川、波瀬川の流域治水整備事業を加速化すること。あわせて、県が管理する赤川について、特定都市河川浸水被害対策推進事業予算を確保すること。
- 4 木曾三川および鈴鹿川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 5 熊野川の直轄河川改修事業について、河川整備計画に基づき河道掘削等の推進を図ること。
総合土砂管理専門部会において、七里御浜海岸域も含めた持続可能な土砂管理にかかる熊野川の「総合土砂管理計画（行動計画）」を早期に作成すること。
既存ダムを活用した治水機能の増強について、早期に河川整備計画に位置付けるとともに、濁水の長期化を抑制する取組を推進すること。
- 6 木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業について、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 7 木津川水系直轄砂防事業について、住民の安全と交通機能確保のため事業推進を図ること。
- 8 流域治水プロジェクトに位置付けた「根幹的な治水対策」を加速化するための予算を重点的に配分するとともに、河川管理者以外の取組を推進するため、財政支援制度の拡充を図ること。また、市町が取り組む下水道事業による集中的な浸水対策を加速化するため、予算を重点的に配分すること。
- 9 気候変動を踏まえた二級水系の河川整備基本方針・河川整備計画の見直しに係る業務を財政支援の対象とすること。
- 10 能登半島地震の液状化等による被害を踏まえ、南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を加速化させるための予算を確保すること。
- 11 流域におけるインフラ老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。
また、伊勢湾台風後に建設された河口部の河川堤防等の老朽化が著しいことから、河川堤防・護岸の老朽化対策について国が財政支援を行うこと。

12 河川管理の効率化・高度化に向け、河川台帳のデジタル化を推進するために必要な財政支援を行うこと。

砂防指定区域図等のデジタル化など砂防事業におけるインフラDXの取組を加速できるよう、財政的な支援を拡充すること。

13 砂防事業実施に必要な基礎調査費の確保及び地方負担軽減できるよう国からの財政的な支援を拡充すること。

14 上下水道管路の損傷に起因する事故防止を図るため、計画的な老朽化対策が推進できるよう、予算を安定的に確保すること。また、汚水処理場についても、経済社会活動への影響回避を図るため、老朽化対策が推進できるよう、財政支援を強化すること。

防災拠点など重要施設に接続する上下水道の機能確保に向け、地震対策が推進できるよう、予算を確保すること。

15 下水道の未普及解消を図るため、処理水量の増加に必要な設備増設等が推進できるよう、予算を確保すること。

「水の官民連携」(W-PPP)の円滑な移行への支援と、取組状況を踏まえた管路改築支援の柔軟な運用を行うこと。

《現状・課題等》

1 七里御浜海岸は、昭和30(1955)年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区では前浜の大部分が消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど、被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要な上、熊野川流域(三重県・奈良県・和歌山県)の複数県に跨る総合的な土砂管理を要するほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要であることから直轄事業化が必要です。

侵食に対して海岸だけで対応することには限界があり、流砂系全体で対策が必要となります。このため、土砂供給体制を確立するためには総合土砂管理計画を早期に作成することが必要です。

2 鳥羽河内川流域では頻発化・激甚化する豪雨に伴い、浸水被害が数年に1回発生しており、浸水被害の軽減に向けて鳥羽河内ダムの令和10年度完成が待ち望まれています。鳥羽河内ダムでは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)に治水ダム建設事業が位置づけられ、国土強靱化予算が補正予算により措置されたことから、令和5年度に本体工事に着手し、令和10年度の完了に向け、着実に事業進捗を図っています。

令和9年度以降、ダム本体関連工事に約70億円が必要であり、事業費のピークを迎えることから、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算確保が必要です。

3 雲出川の中流域には無堤部が多く存在し、近年でも毎年のように浸水被害が発生しています。また、JR紀勢本線や近鉄名古屋線のほか、国道23号をはじめとする緊急輸送道路が多く存在する下流部の浸水エリアは、県庁所在地(津市)と県南勢部を結ぶ交通の要衝となっています。流域治水の本格的な実践に向けて、令和5年3月に、雲出川支川の中村川・波瀬川・赤川が特定都市河川・特定都市河川流域に指定され、令和6年6月には、中村川・波瀬

川・赤川流域水害対策計画を策定し、浸水被害軽減に必要な対策を位置付けました。家屋浸水被害を解消するため、本計画に基づき、雲出川本川の直轄河川改修事業による水門や遊水地整備とあわせて、支川中村川、波瀬川について、流域治水整備事業を活用した河川改修の加速化が必要です。県が管理する赤川について、雲出川直轄河川改修による水門整備等と一体的に河川改修を進める必要があることから、特定都市河川浸水被害対策推進事業予算の確保が必要です。

- 4 政府の地震調査委員会によると、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 60%～90% 程度以上と非常に高く、切迫性が高まっています。海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曾三川において、早期の堤防耐震化が求められています。

宮川流域は伊勢神宮等の歴史遺産、鈴鹿川流域は日本屈指の工業地帯、櫛田川流域は農業基盤集積地を有しており、社会・経済・文化の基盤を成しています。宮川水系勢田川流域では、平成 29 年の台風第 21 号による洪水で甚大な被害に見舞われ、令和 5 年 6 月の台風第 2 号においても、浸水被害が発生しました。また、鈴鹿川では既設の頭首工が治水上のネックとなっており、早期の改築が求められています。

浸水被害を軽減するため、直轄河川改修事業について、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

- 5 平成 23 年の紀伊半島大水害時に、熊野川で現行計画を大きく上回る洪水が発生し、甚大な被害に見舞われたことから、国において令和 3 年度に気候変動の影響をふまえた河川整備基本方針・河川整備計画が策定されました。今後は策定した河川整備計画に基づき、河道掘削等の河川整備の推進を図ることが必要です。

さらに、河川整備計画に基づく持続可能かつ総合的な土砂管理を進める取組として、河道掘削、ダムの堆砂対策、七里御浜養浜事業などが連携した熊野川の「総合土砂管理計画（行動計画）」の早期作成が必要です。

また、熊野川流域では、治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっていることから、平成 24 年 7 月に国、三重県、奈良県、和歌山県、沿川市町村、ダム管理者が参画する「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策などの流域対策や、利水ダムの施設改良や運用改善などに取り組んでいます。これまでの取組により、目安としている濁度 20 以上の日数が災害前と同程度まで低減していますが、引き続き流域対策やダムの運用改善を継続し、濁度の維持につとめる必要があります。

治水協定（令和 2 年 5 月）の締結により、既存ダムにおいて事前放流による治水容量確保が可能となりましたが、気候変動による降雨量の増加を踏まえた既存ダム等の洪水調節機能の強化がより一層求められており、効果的な運用、予測精度の向上、操作方法の変更及びダム施設の改造等により、洪水軽減対策の取組を推進するため、既存ダムを活用した治水機能の増強について、早期に河川整備計画に位置付けることが必要です。

- 6 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することにより、戦後最大規模の洪水（昭和 28 年台風第 13 号）と同程度の大雨による浸水被害を解消し、治水上の安全が確保される見込みです。上野遊水地は平成 27 年度に運用を開始し、川上ダムは令和 4 年度に事業完了して管理段階へ移行していますが、現在も試験湛水を継続中であるため、引き続き本運用と同等の効果的な運用が必要です。

直轄河川改修事業について、伊賀市内では服部川で河道掘削・水門整備が進められていますが、気候変動をふまえた水害リスクに備えるため、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基

づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

また、名張市内では、名張川の引堤及び河道掘削を進めることにより、木津川上流ダム群（室生ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム）の洪水調節機能を十分発揮させ、大規模洪水時の治水安全度を向上させる「名張かわまちづくり一体型浸水対策事業」が進められていますが、平成29年の台風第21号では名張市内において道路冠水、床下浸水が発生していることから、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

7 名張市街地を走る国道165号や近鉄大阪線周辺には多数の土石流による土砂災害警戒区域があり、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。現在、事業を実施している木津川水系直轄砂防事業により砂防堰堤の整備が進められているところですが、住民の安全と交通機能確保のため、事業を強力に推進し早期完成を図る必要があります。

8 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、本県では令和4年3月までに全ての一級水系と二級水系において、流域治水プロジェクトを策定しました。これらの流域治水プロジェクトの取組を強力に推進するためには、本川の水位低下に大きく寄与する引堤や河道掘削等の根幹的な治水対策を加速化するため、予算の更なる重点配分が必要です。また、田んぼダムやため池の活用など、流域治水プロジェクトに位置付けた河川管理者以外が実施する治水効果のある取組や、貯留機能保全区域の指定を促進するためには、施行者にメリットのある財政支援制度の拡充が必要です。

市街地において内水被害から住民等の生命・財産を守るとともに都市機能の確保・早期回復を図るため、市町は下水道事業により河川管理者と連携して内水氾濫の軽減に努めています。近年の気候変動による影響から内水氾濫の頻発化・激甚化への対応を加速化するため、予算の更なる重点配分が必要です。

9 水災害の頻発化・激甚化を受け設置された「社会資本整備審議会」の答申において、将来の気候変動を踏まえた治水計画等の見直しの考え方が示されました。このため、三重県では、優先的に河川整備計画の見直しを行う二級水系6河川（員弁川、海蔵川、三滝川、安濃川、岩田川、三渡川）を選定し、県単独事業で見直しを進めています。

一級水系については、流域対策を組み合わせた治水対策検討が令和8年度から交付金の対象となりましたが、気候変動による局地的豪雨の影響が大きい二級水系においても、河川整備と流域対策を組み合わせた検討を進める必要があります。事業の進捗を図るために財政支援が必要と見込まれます。

10 本県の沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を60%~90%程度以上としており、切迫性がさらに高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっている中、能登半島地震の液状化等による被害を踏まえ、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を加速化させるための予算の確保が必要です。

11 流域におけるインフラ施設の老朽化が進んでおり、適切な維持管理に向けて老朽化対策を着実に進めるため、安定的な予算の確保が必要です。特に、ほとんどが伊勢湾台風後に建設されている本県の河口部の河川堤防等については、築後60年以上が経過しているため老朽

化が著しく、県単独事業では対応が困難な状況となっています。長寿命化計画に基づく海岸保全施設の修繕事業については国の財政支援を受けていることから、海岸保全施設と一体となって高潮、津波等に効果を発揮する河口部の河川堤防についても、国の財政支援が必要です。

- 12 河川台帳が紙資料であることから、占用物件や河川区域などの問い合わせへの対応や過去の点検記録の把握に時間を要しています。河川管理の効率化・高度化に向けて台帳等のデジタル化を推進するための財政支援が必要です。

また、砂防指定区域図等は紙ベース資料のものが多くあり、様々なハザード情報とのつながりも無く、それぞれを十分に活用できていません。このため、砂防指定区域図等のデジタル化など、砂防事業におけるインフラDXの取組を加速できるよう財政支援が必要です。

デジタル化・DXを推進するにあたり、その大元となる河川台帳等の資料についても、測量や台帳作成に多くの費用を要することから、整備が未完了となっている区間や、整備後に長期間が経過し現況と差異が生じている区間が存在します。これらの台帳を整備し、点検記録等の各データと併せて継続的にシステムに反映していくことができるよう財政支援が必要です。

- 13 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査は、市町の警戒避難体制、ハザードマップの根拠資料だけでなく、砂防事業実施のための砂防全体計画や事業計画の策定にも必要となる基礎資料となります。しかし、基礎調査費にかかる補助率は、通常の交付金の補助率1/2に比べ基礎調査費の補助率は1/3と低く、起債充当ができないことから、地方財政の負担となっており、補助率等のかさ上げ等の財政的支援が必要です。

- 14 本県の上下水道管路の多くの施設は耐用年数等を超えていることから老朽化対策が不可欠であり、漏水・損傷リスクが高まっていることや道路陥没事故による人命・財産の喪失、経済社会活動への影響を踏まえれば、施設の安全性確保対策は喫緊の課題です。また、管路のみならず汚水処理場の機能劣化は、予期せぬ揚水機能の停止による市中での汚水の溢水、沈殿・消毒機能の停止による放流水の水質悪化等の事故を招くおそれがあり、徹底した予防保全により施設の健全性と安全性を確保することの重要度と優先度が高まっています。

このため、持続的な上下水道機能の確保に向けて計画的な老朽化対策に努めているところであり、管路施設については今後も安定的な予算確保が必要です。また、汚水処理場については、設備更新の期間中においても経済社会活動への影響回避が不可欠であり、短期間で集中的に対策できるよう、国による財政支援の強化が必要です。

政府の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震が発生した場合には本県で最大震度7が想定されており、多数の避難者の発生が予測されます。そのため、特に防災拠点など重要施設においては発災時の上下水道の機能確保が重要となり、機能確保のためには重要施設に接続する上下水道管路および急所の耐震性確保が必要となります。本県において「接続する上下水道管路の耐震機能が確保されている特に重要な施設の割合」は1.8%と極めて低く、耐震化を早急に進める必要があります。なお、上下水道耐震化計画では、本割合を令和12年度時点で13.9%まで増加させることを目標としています。

- 15 流域下水道事業では、関連市町による未普及地域の解消に向けた取組による処理水量の増加に対応するため、北勢沿岸流域下水道、中勢沿岸流域下水道および宮川流域下水道において計画に基づく終末処理場の設備増強が必要です。また、本県の汚水処理人口普及率は令和

6年度に初めて90%に達したものの、現在もなお市街化区域において下水道整備を待ち望まれる地区があることから、引き続き市町による公共下水道の面整備を進める必要があります。

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年6月）においては、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とされています。また、本県の流域下水道事業では終末処理場とポンプ場の運転管理、修繕・補修等について、県条例に基づき令和10年度までの5年契約で（公財）三重県下水道公社を指定管理者として指定しています。一方、污水管は、設置後30年を超えるものが令和9年度に概ね120km（約50%）へと達する見込みであり、污水管の改築需要は急増する状況にあります。本県における「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入は令和11年度の予定であるため、9年度から導入までの間に污水管改築に国費支援を受けられない状況となり、ストックマネジメント計画に基づく対策の遅れが生じるとともに流域関連市町に要求する負担金の増大を招くこととなります。「水の官民連携」の円滑な移行を図るため、引き続き支援の支援と、官民連携の取組状況を踏まえた管路改築支援の柔軟な運用が必要です。

事務担当 県土整備部河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道事業課、
環境共生局大気・水環境課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、
河川法、特定都市河川浸水被害対策法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害警戒区域等
における土砂災害防止対策の推進に関する法律、下水道法、水道法 等

4. 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

東海環状自動車道全線開通を見据えた、81 号耐震強化岸壁の一部先行利用、令和 12 年度の全面供用開始に向け、計画的かつ重点的に事業を推進するために必要な予算を確保すること。

2 四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業の推進

四日市港（石原・塩浜地区）における直轄海岸保全施設整備事業について、計画的な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。

3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

「第 1 次国土強靱化実施中期計画」においても継続的に港湾施設の老朽化対策および海岸保全施設の地震・津波対策などを集中的に取り組むため、さらなる予算を確保すること。

《現状・課題等》

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

四日市港は、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っており、特に霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う国際物流拠点の中核となっています。

四日市港では、コンテナ船の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。

一方で、近年は、臨港道路「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、東海環状自動車道沿線等では、新たな企業が立地するなど、更なる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。

今後、東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は 100 分から 50 分へと短縮されるなど、物流効率が飛躍的に向上し、更なるコンテナ貨物の増加が見込まれることから、東海環状自動車道の全線開通を見据えた、岸壁の一部先行利用、令和 12（2030）年度の霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの全面供用開始に向けた計画的な事業推進を図るため、重点的な予算の確保が必要です。

2 四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業の推進

四日市港の背後地域には、石油化学コンビナートが形成され、また半導体関連企業が多数立地するなど重要な産業が集積しています。また、県内で最大の人口を抱える市街地が広がり、住宅が密集しているほか、国道1号、23号、JR、近鉄等が通る交通の要衝となっています。

四日市港海岸の海岸保全施設は、甚大な被害をもたらした伊勢湾台風後に整備され、整備後約60年が経過し、耐震性が不足しています。南海トラフ地震等の地震発生時には海岸保全施設が液状化による沈下等により防護機能が損なわれ、地震に伴う津波により、甚大な浸水被害が懸念されていることから、早期の対策が必要です。

県民の命と暮らしを守るとともに、本県の産業競争力強化及び持続的な成長・発展につながるものと四日市港背後圏の企業や住民の皆様からも期待されており、計画的な事業推進を図るため、予算確保が必要です。

3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

四日市港の港湾施設や海岸保全施設の多くは供用から50年以上が経過し、劣化・損傷が発生していることから、老朽化対策は「待ったなし」の課題であり、必要な港湾機能や防護機能を維持していかなければいけません。

このため、「第1次国土強靱化実施中期計画」においても継続的に港湾施設・海岸保全施設の地震・津波対策、港湾施設の老朽化対策などに集中的に取り組むため、さらなる予算確保が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

5. 携帯電話基地局強靱化における負担の抜本的見直し

(総務省)

災害時における通信機能の確保に向けた携帯電話基地局の強靱化は国民の生命・財産を守るために重要な取組であり、国は自治体間で格差が生じないように推進する責務がある。

携帯電話基地局強靱化対策事業について、地方自治体に財政負担を求める現行制度を改め、国の責任と財源において事業を推進すること。また、携帯電話事業者に対して、整備費用についても応分の財政的負担を求めることを検討すること。

《現状・課題等》

南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害において、発災後 72 時間以内の通信機能の確保は、効果的な救助・救命活動に不可欠です。総務省が進める携帯電話基地局の強靱化は、国土強靱化の観点からも重要な取組と認識しています。

しかし、この取組を全国で着実に推進する上で、現行事業の内容は以下の点で課題を抱えています。

本県では、高齢化に伴う社会保障関係経費の増、老朽化した公共施設建替え等の本格化、金利上昇傾向にある交際費の増などにより、厳しい財政状況に置かれています。加えて、本県は全域が南海トラフ地震の対策推進地域に指定されており、想定される被害を最小限に抑えるための事前防災対策が求められるとともに、発災後の復旧・復興にも多大な財政的負担が必要となります。

こうした中、本県で 40 施設、4 キャリア分の携帯電話基地局を強靱化した場合、総額で約 29 億円となり、約 7.2 億円もの地方負担が生じると試算しており、県民にとって大きな負担となります。

このため、本事業の目的が災害時の通信機能の確保であり、自治体間で整備に格差が生じないように、電波利用料を活用するなど、国が自らの責任において財源を確保し、地方負担を生じずに実施する必要があります。

また、携帯電話事業者は、災害時において通信を確保することにより国民生活の維持や復旧に不可欠なサービスを提供する役割を担っているとともに、整備コスト削減に向けた検討を促すためにも、事業者に対して整備費用にかかる応分の負担を求めることを検討する必要があります。

事務担当 総務部デジタル推進局デジタル戦略企画課
関係法令等 電波法、電気通信事業法、財政法

6. 新たな地域医療構想に向けた支援

(厚生労働省)

- 1 新たな地域医療構想において求められる医療機関機能の決定や機能転換が地域で円滑に進むよう、医療機関機能の転換等に向けた支援策を示すこと。
- 2 新たな地域医療構想に沿った施設整備や建替え、必要な政策医療の確保に向け、新たな補助制度を創設すること。
- 3 医療機能の集約に当たり必要となる医療機器の効率的な活用に向けて、共同利用へのインセンティブに加え、機器の導入・更新に係る補助制度の見直しを図ること。

《現状・課題等》

- 1 令和 22 (2040) 年に向けた新たな地域医療構想について、人口 20—30 万人の区域においては急性期拠点機能を有する医療機関を 1 つ確保するとの方向性が示されたことから、今後、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を扱う医療機関の集約化に向けて、各地域で協議を重ねていく必要があります。

本県は南北に長い地勢を有し、一定の人口規模を持つ都市が、ほぼ長軸方向に分散して存在していることから、医療資源についても一定規模の医療機関が分散しており、これらの医療機関の機能分化・連携により、救急、周産期といった政策医療を複数医療機関で支え、災害時等の有事も見据えた医療提供体制を確保しています。

このような地域においては、特定の医療機関への急性期機能の集約のみではなく、複数の医療機関の機能分化・連携による体制構築も含めた医療提供体制の在り方について検討が必要です。

また、集約化を進める場合においても、急性期機能以外への機能転換を検討する医療機関は、医療従事者の確保や収支構造への影響が多岐にわたっており、転換後の地域における役割も明確でないことから、転換に踏みきれない状況となることが懸念されます。

そのため、急性期拠点機能の確保にあたっては、複数の医療機関の機能分化・連携による体制構築も含めた、医療提供体制の構築の在り方に関するモデルの提示や、機能転換・集約等に対する診療報酬や補助金等による強力な支援が必要です。

- 2 新たな地域医療構想に沿って、医療機関が急性期拠点機能の集約化や高齢者救急等の機能の維持に取り組む上では、大規模な施設整備や老朽化をふまえた将来的な建替えが必要となります。また、急性期拠点機能を担う医療機関については、救急・周産期等の不採算分野といわれる政策医療を中心的に担う役割がより一層期待されるところです。

一方で、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響をふまえて引き上げられた令和 8 (2026) 年度診療報酬改定をふまえても、その補填は十分ではありません。福祉医療機構のレポートによると、直近 10 年間で病院の建築費は 1.5 倍程度上昇しており、上昇のスピードも急速であることから、必要な整備計画が立てられない状況となつて

います。近年の建築資材の高騰や人件費の上昇により、医療機能の集約や施設の老朽化対策には多額の費用を要し、医療機関の負担が増加していることから、必要な建替え等が可能となるよう新たな補助制度の創設が必要です。

- 3 医療技術の進歩に伴い、医療の高度化・低侵襲化が進んでいる一方で、その一翼を担うロボット支援手術や放射線治療をはじめとした医療機器の新規購入・更新には多額の費用を要し、医療機関の経営悪化の一因となっています。

三重県では、外来医療計画に基づき、一部の医療機器について、共同利用の推進や稼働状況の確認を行っているところですが、新たな地域医療構想に取り組むにあたっては、さらなる効率的な活用が求められます。

については、医療機能を集約する医療機関において、必要となる医療機器に対し、その稼働率を向上させるため、共同利用へのインセンティブに加え、機器の導入・更新に係る補助制度の見直しが必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課

関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法

7. 高校魅力化・活性化に向けた支援の充実

(文部科学省)

- 1 令和9（2027）年度予算において検討されている「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、普通科高校や専門高校等、多様な学校において幅広く活用することができる制度とし、施設・設備の整備や更新、専門人材の配置、デジタル教材を含む教育サービスの導入等、学校の実情に応じた多様な取組に活用できるよう制度設計を行うこと。
また、取組を着実に推進できるよう、国庫補助率を高く設定するとともに、令和8（2026）年度予算で創設された「高等学校教育改革等推進事業債」と併せて活用できる制度設計とし、安定的かつ継続的に活用できる支援制度とすること。
- 2 フレキシブルハイスクールの導入に向け、多様な生徒の学習ニーズに対応するための学習支援員配置や個別相談体制の整備について、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象に含めるなど国の補助制度を創設すること。
- 3 遠隔授業配信センターにおける安定的な教育提供を実現するため、教員配置基準を含めた制度上の整備を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 国の「N-E. X. T. ハイスクール構想」に基づき、本県においても「高等学校等教育改革促進基金」を創設し、地域産業や社会の変化に対応した新しい高校教育モデルの構築に着手しているところです。

この改革を県内全域で力強く、かつ継続的に推進していくため、今後の財政支援の拡充が必要です。2040年の社会を見据え、新たな価値を創造する「社会の創り手」を育成するには、教科横断的で実践的な探究学習の推進が不可欠です。そのためには、AI・データ分析を学ぶための最先端の設備や機器と、産業界や大学と連携し探究活動を支えるコーディネーター等の専門人材の両面の充実が、普通科や専門学科等の学科の別を問わず必要です。教育環境への投資こそ、生徒の可能性を最大限に引き出すことにつながるものと確信しています。

高校授業料の無償化が進み、公立高校離れが懸念される中、公立高校が、地域における知の拠点として、また、多様な生徒の学びを支える砦としての役割を果たし続けるために、独自の魅力と質の高い教育を提供することの重要性は、これまで以上に高まっています。

つきましては、令和9（2027）年度予算で検討される「高等学校教育改革交付金（仮称）」が公立高校の魅力化を強力に後押しする制度となるよう、高い国庫補助率の設定とともに、令和8（2026）年度予算で創設された「高等学校教育改革等推進事業債」と併せて活用できるようにし、施設・設備等のハード整備だけでなく外部人材の配置や教育サービスの導入といったソフト事業にも活用できる柔軟な制度とすることも必要です。さらに、各校が腰を据えて改革に取り組めるよう、中長期的な視点に立った安定的かつ継続的に活用できる財政支援制度として設計されることが必要です。

- 2 多様な生徒の学習ニーズにきめ細かく対応するため、本県では独自のフレキシブルハイスクール導入に向けた準備を進めています。全日制単位制高校をベースに、他校の定時制・通信制課程との併修を可能にすることで、不登校の経験がある生徒や、体調面等の理由から朝から登校することが難しい生徒など、一人ひとりの状況に合わせた柔軟な学習スタイルの選択を支援します。このような多様な学習ニーズを持つ生徒への効果的な支援を実現するためには、学校間連携の体制構築や、生徒の学習進度や生活状況を丁寧に把握し、個別の学習相談や進路指導等を行う学習支援員等の配置が不可欠です。また、不登校経験者や発達障がいのある生徒等への支援については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との緊密な連携を図り、学習面だけでなく、心理面・生活面においても、きめ細かなサポートを提供していく必要があります。また、併修する生徒が学校での空き（次の授業への待機）時間を過ごすために、普通の教室とは異なるリフレッシュルームのような居場所も必要です。
- 3 本県では、地理的な制約や個々の学習ニーズに関わらず、全ての生徒に質の高い教育機会を提供することを目指し、遠隔授業配信センターから小規模校等への授業配信を計画しています。（令和8（2026）年度試行、令和9（2027）年度本格実施予定。）配信センターは既存高校の分校として設置し、理科・数学を中心に専門性の高い教科・科目の教員を配置できるよう準備を進めています。しかし、現状では、標準法において遠隔授業配信センター分校における教員配置の基準が未整備であるため、安定した教育体制の確保が課題となっています。そのため、標準法の改正による教員定数の確保が必要です。

事務担当 政策企画部企画課、教育委員会事務局高校教育課、教育財務課、教育総務課、生徒指導課、学校経理・施設課

関係法令等 産業教育振興法施行規則

8. 中東情勢における石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給・確保

(内閣官房、経済産業省)

中東情勢の緊迫化によって、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給・確保の重要性が高まっていることから、引き続き、以下の措置を講じること。

- 1 石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給・確保に向け、国内の石油化学コンビナートの生産体制が維持できるよう、引き続き、長期的な視点からも国家備蓄の放出や中東以外からのナフサ代替調達などの取組を行うこと。
- 2 県内の一部において燃料や石油化学製品の供給不足や供給不安があることから、引き続き、国内流通の偏り・目詰まり解消に向けて取り組むこと。

《現状・課題》

1 国内の石油化学コンビナートの生産体制維持

四日市コンビナートは、半導体産業や自動車産業など、中部地域を支える素材・エネルギーの重要な供給拠点となっており、中部地域唯一のナフサ分解炉が稼働しています。

四日市コンビナートにあるナフサ分解炉は、定期修理からの再稼働時期を遅らせていましたが、中東以外からのナフサ代替調達の目途がついたことから、4月末に再稼働を予定しています。しかし、中長期的なナフサの安定調達が見通せていないことから、現時点では、ナフサ分解炉の稼働維持が不透明な状況です。

また、ポリエチレン樹脂、塩化ビニル樹脂、合成ゴムなど石油化学製品の値上げが相次いで発表されており、今後、国内の経済活動に影響を及ぼす可能性があります。

これらの影響が最小限に抑えられるよう、引き続き、国家備蓄の放出や中東以外からのナフサ代替調達など、石油製品・関連製品を含む重要物資の長期的な安定供給・確保に向けた取組を進める必要があります。

2 国内供給不安への対応

県内事業者の中東情勢の影響をヒアリングしたところ、梱包資材、ゴム製品、塗料用シンナー等が入手困難となっており、一部の県内中小企業では、発注量の半分しか納品されない事例も発生しています。また、長期的な供給が不透明であることや原料価格の高騰に対する不安の声もあります。

国家備蓄の放出や中東以外からのナフサ代替調達、供給の偏り・目詰まり解消に向けた関係省庁連携による個別対応等によって、徐々に供給不安は解消されつつありますが、引き続き、関係省庁で連携しながら対策を講じる必要があります。

引き続き、事業者の予見可能性が確保できるよう、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給・確保に向けた取組を進める必要があります。

9. 半導体産業の振興に向けた支援

(経済産業省、文部科学省)

- 1 日本成長戦略本部において検討する「AI・半導体」の投資支援策においては、地域ごとの強みや特性を活かし、半導体生産拠点や研究開発拠点の整備はもとより、当該拠点に製造装置や材料等を供給する半導体関連企業も含めた支援を行うこと。
- 2 自治体や大学、民間企業等が行う半導体人材の育成・確保に資する事業や施設整備に対する支援の拡充を行うこと。
- 3 半導体産業の国際競争力を強化するため、他国に比べ負担の大きい電力コストの軽減、及び再生可能エネルギー等のクリーンな電力の安定供給に向けた支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 現在、日本成長戦略本部において「AI・半導体」が17の戦略分野としてあげられるなど、官民連携での戦略的投資の促進に向け、支援策の検討が進められています。
本県は、電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額等が1兆7,848億円(令和5年)と、20年連続で全国1位、全国シェアの10%を占めるなど、日本の半導体産業を牽引する地域であり、半導体は本県の重要な基幹産業の1つです。さらに、本県における半導体産業は世界最大級のデバイス工場を中心に材料メーカーなど関連企業の製造拠点が集積していることが特徴となっています。
半導体産業は経済安全保障等の観点から国内サプライチェーンの強化が求められており、今後、フィジカルAIをはじめとする新たな半導体産業の振興にかかる支援策を検討するにあたっては、地域の特色も活かしたうえで、先端半導体に加えて、様々な製造装置や材料等を供給する半導体関連企業も活用できる支援が必要です。
- 2 世界的に半導体産業への投資が進む中、人材の獲得競争が激化しており、国内の半導体産業の競争力を強化するうえで、半導体人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。
本県においては、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」を通じて、大学や高専における高度人材の育成、小中高等学校での出前授業など、人材育成の取組を進めています。また、令和7年度に半導体ネットワーク参画企業に対して実施したアンケートによると、次世代の技術開発を担う高度専門人材と、工場で開発や生産を支える実践人材を合わせて、今後10年間で約4,000人の採用が必要との調査結果が報告されています。
AIなど今後も半導体産業への投資が見込まれる中、半導体関連企業まで含めると、相当数の人材の確保が求められており、自治体や大学、民間企業等が行う人材育成事業や施設整備等に対する支援制度の拡充が必要です。
- 3 半導体製造には膨大な電力が必要ですが、日本の電気料金は他国と比べて高く、企業にとって大きな負担となっています。電力料金の価格差は国際競争力に直接影響するため、半導体製造に関連する電力コストに対する財政支援の必要性がますます高まっています。

また、世界の大手半導体ユーザー企業はカーボンニュートラルの観点から、サプライチェーン全体での再生可能エネルギーの活用を促進しており、クリーンな電力の安定した供給が求められています。

今後、半導体製造に係る電力コスト軽減策としての財政支援やクリーンな水素やペロブスカイト太陽電池を利用した発電施設や大容量蓄電池の導入に対する財政支援が必要です。

事務担当 雇用経済部企業誘致推進課

10. 農業構造転換集中対策と農地の集積・集約化の推進

(農林水産省)

- 1 農業構造転換集中対策期間において、県内の農業構造転換を進め、生産基盤整備によるさらなる生産性の向上が図れるよう、必要かつ十分な予算を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。
- 2 大区画化された農地において効率的な生産を進めるため、乾田直播等の省力化に資する技術に必要な機械等の導入に対して十分な支援を行うこと。
- 3 意欲と能力のある担い手への農地の集積・集約化による効率的かつ持続的な農業経営を一層推進するため、農地バンクの体制強化に向けた支援の充実を図ること。

《現状・課題等》

- 1 農業者の減少・高齢化が著しく進展するとともに、農地面積は一貫して減少しているなか、農業構造転換を推進し農業者の所得向上を実現するため、新たな「食料・農業・農村基本法」に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、担い手への農地の集積・集約化およびスマート農業技術の導入等を推進する農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化などの生産基盤整備による、更なる生産性の向上を図る必要があります。これらを期間内に集中的かつ計画的に推進するには、必要かつ十分な予算を継続的かつ安定的に通常予算とは別枠で確保することが必要です。
- 2 農業従事者の減少が見込まれるなか、耕作されない農地の増加を防ぐためには、農地の大区画化を進めるとともに、効率的な生産を進める必要があります。本県では、令和7年度から農業者や有識者、関係団体による「三重県農業の将来を考える懇話会」を開催して稲作農業の生産力強化等を議論するとともに、農作業の省力化につながる乾田直播等の実証に取り組んでいます。

乾田直播等の省力化に資する技術の現場実装を進め、効率的な農業の実践につなげるためには、スマート技術を活用した農業機械などの導入に対して十分な支援が必要です。
- 3 農業経営体数は長期的に減少傾向であり、今後耕作されない農地が増加する恐れがあることから、意欲と能力のある担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、効率的かつ持続的な農業経営に向けた農地の大区画化や分散錯圃の解消等を進めていく必要があります。

農地の集積・集約化を加速化していくうえで、農地バンクの果たすべき役割は一層大きくなっており、業務拡充に向けて人員の増加や専門的な業務の外部委託などを進めていく必要があります。このため、農地バンクの運営に対する予算を十分確保するとともに、都道府県の実質負担割合を引き下げる必要があります。

また、市町や農業委員会、農業委員会ネットワーク機構等の関係機関との連携による農地バンクの活用促進に向け、補助対象となっていない市町の活動費用に対する支援の創設や、関係機関の活動費用への支援に対する十分な予算の確保など、農地バン

クの体制の強化に向けた支援の充実を図ることが必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、農産園芸課、担い手支援課
関係法令等 食料・農業・農村基本法

11. 地方へのインバウンド誘客に向けた支援

(国土交通省、観光庁)

- 1 F 1 日本グランプリの鈴鹿での継続開催に向け、さらなる魅力向上や誘客への取組を支援すること。
- 2 高付加価値旅行者の地方への誘客を推進するため、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」におけるモデル観光地を引き続き支援すること。
- 3 「日米観光交流促進キャンペーン 2026」等において本県との連携を図ること。

《現状・課題等》

- 1 4輪モータースポーツの最高峰である「フォーミュラワン(以下、「F 1」と言う。)」は、今やオリンピックやサッカーFIFA ワールドカップとも肩を並べる世界的な人気コンテンツに成長しており、F 1 日本グランプリが行われる鈴鹿サーキットが所在する三重県においても、重要な地域資源・観光資源となっています。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日～29 日に開催された 2026 F 1 日本グランプリの来場者数は、鈴鹿サーキットでの日本グランプリが再開された平成 21 (2009) 年以降最多の延べ 31 万 5,000 人、インバウンドも昨年から大幅増の 10 万 5,000 人となりました。

また、29 日の決勝には、彬子女王殿下、金子国土交通大臣及び村田観光庁長官にご臨席を賜り、大会の地位向上に多大なるお力添えをいただきました。深く感謝申し上げます。

一方で、鈴鹿サーキットでの F 1 グランプリの開催契約が令和 11 (2029) 年に期限を迎える中、世界的な F 1 人気の高まりによって世界各地で年間 24 戦の枠を巡る競争が激化しています。継続開催を確実なものとするためには、F 1 グランプリの価値向上や開催環境の充実含め、さらなる魅力向上が求められます。

本県としても F 1 日本グランプリの継続に向けたさらなる魅力向上の取組や F 1 日本グランプリを契機とした県内誘客・周遊促進の取組を進めているところですが、国としてもこれまで以上の支援が必要です。

- 2 本県において、「伊勢志摩及び周辺地域エリア」が「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」におけるモデル観光地に選定されたことにより、地域においてインバウンド誘客の機運醸成が進み、体験コンテンツの造成や観光ガイド人材の育成、ファミトリップ招請などが取り組まれています。

その結果、米国ニュースチャンネル CNN や業界紙 Virtuoso で同エリアが特集されたほか、一部の宿泊施設では、訪日外国人旅行者が増加するなど成果が生まれつつあります。

しかしながら、当該事業については、令和 9 (2027) 年度まで全額国費での財政支援が予定されていたものの、令和 8 年度の関係予算は大幅に減額され、新たに地域負担を求められることとなりました。

これまでの需要喚起の取組にかかる成果を発揮し、域内観光事業者による取組をさらに加速させるためには、継続した支援が必要です。

また、創出した需要を具体的な誘客につなげるためには、高付加価値旅行者の誘客を推進する体制を整える必要がありますが、地域経営主体が自走できるまでには一定

の時間を要することから、令和9（2027）年度までの支援に引き続き、令和10（2028）年度以降も支援が必要です。

加えて、当該事業は、観光庁から申請した地域に直接国費が支給される仕組みとなっていますが、効果的に地方誘客を進めるためには、広域自治体としての知見を有する都道府県が関与できる仕組みの検討も必要です。

- 3 三重県では観光産業を、県内経済を将来にわたり支えていく主要産業の1つと捉え、インバウンド誘客の取組を進めており、「みえインバウンド誘客計画」の策定を進めるとともにフランス企業等の福利厚生旅行の誘致等に取り組んでいます。計画を検討するための第1回有識者会議では、観光庁国際観光課長にゲストスピーカーとしてご出席を賜り、国の政策について説明いただいたところであり、深く感謝申し上げます。

また、全国知事会においても、令和6（2024）年度から複数県が参加する共同の海外プロモーションを実施しており、その中でインバウンド誘客も行ってきました。

今年度は、10月22日にニューヨークにおいてプロモーションの実施を予定しており、本県が観光セミナー・レセプションの開催を提案し、企画・運営を主導しています。米国は、世界的な情報発信拠点で訪日旅行者数が大幅に増加している市場であることから、本県ではインバウンド誘客の重点市場への位置づけを検討しているところです。

今年度、国においても建国250周年等を契機として「日米観光交流促進キャンペーン2026」の実施が予定されており、観光立国推進基本計画（第5次）でも掲げられている地方誘客を進めるためには、当該キャンペーン等において地方と連携しながら情報発信等に取り組むことが必要です。

事務担当 観光総務課、海外誘客課

12. 地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充

(国土交通省)

地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、交通空白地や観光地等における移動手段の確保および既存公共交通の維持・活性化が喫緊の課題となっていることから、地域の実情に応じた取組への支援の拡充を図ること。

- 1 公共ライドシェアの導入・定着を促進するため、制度のさらなる周知や運輸局および運輸支局による積極的な助言、好事例の共有を行うとともに、本格運行までの切れ目ない支援や本格運行後の経費へのさらなる支援など、国による一層の財政支援を行うこと。
- 2 地域鉄道における車両の更新や検査・整備などの設備修繕については、十分な予算の確保と補助率の引き上げ等を行うとともに、公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道を保有・支援する地方自治体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 地方では、人口減少の進行等により医療機関の減少や学校の統廃合が進むほか、高齢ドライバーの交通事故が後を絶たないなど、さまざまな課題が明らかになっており、遠方の施設を利用せざるを得ない高齢者や妊産婦、子ども等の日常の移動手段や、観光地の二次交通の確保が喫緊の課題となっています。

医療や教育分野における通院・通学等への対応には限界があるとともに、交通事業者の運転士不足が深刻化する中、医療施設や学校などへの移動を補完する公共ライドシェアがこれらの課題を解決する鍵になると考えます。

こうした認識の下、本県では、令和8（2026）年1月に設立した「有志の知事によるデータを活用した『交通空白』解消を目指す研究会」に参画し、地域の潜在的な移動需要の把握等におけるモビリティデータの活用方法等について研究することで、地域における移動手段確保の課題解決に活用できる普遍的なモデルの構築をめざすこととしています。

また、「交通空白解消・集中対策期間」における国の財政支援や伴走支援を受けながら、本県としても、国や交通事業者と連携し、市町における公共ライドシェアの導入・定着を財政面・ソフト面の両輪で強力に支援しています。その結果、令和7（2025）年度は新たに4市町が地域の実情に応じた公共ライドシェアを導入し、導入市町は県内29市町のうち13市町となりました。

今後、公共ライドシェアをさらに広げていくためには、制度やノウハウの周知・理解促進、予算や人員（ドライバー）の確保、交通事業者との連携・共存が重要となります。本県では令和8（2026）年度、既存タクシー事業者とウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの導入を促進するため、市町がタクシー事業者に配車や運行管理等を委託のうえ、タクシーを優先配車し、公共ライドシェアがタクシーを補完するとともに、利用者に対する料金低減の補助を組み合わせた新たなモデルの実証などに取り組むこととしています。

公共ライドシェアの円滑な導入・定着に向けて、国においては、市町や交通事業者への制度のさらなる周知、導入後の実績や課題もふまえた積極的な助言、一般ド

ライバーの効果的な確保策を含む好事例の共有を行うことが必要です。

また、市町が地域の実情に応じて新たな移動サービスを実施する際には、調査から実証事業、分析・検証・改善など複数年にわたる取組が必要となることから、令和7（2025）年度に創設された『交通空白』解消緊急対策事業』による車両の調達費用や運転士の人件費、既存のタクシー事業者に運行を委託する場合における既存タクシー事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用など、本格運行までに要する経費を初年度以降も切れ目なく支援することに加え、本格運行後においても、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」の十分な予算確保と補助上限額の引き上げ、公共ライドシェアに特化した新たな補助事業の創設により、運行経費へのさらなる支援を行うなど、一層の財政支援が必要です。

2 地域鉄道については、国の補助制度を活用して設備整備や車両定期検査を含む車両整備等への支援を行っているところです。

地域鉄道が保有する車両は老朽化が進んでおり、車両の更新が課題となっていますが、全国的な車両更新の需要増加や、人件費や材料費の上昇等により、車両価格が高騰し、資金の確保に苦慮している状況です。こうした中、国の令和8年(2026)年度当初予算において、インバウンドの地方誘客を推進するため、ローカル鉄道を「地域の足」「観光の足」として持続可能性を高めるとともに、観光資源そのものとして活用した地域ぐるみでの取組を支援する制度として、車両更新にも活用できる「ローカル鉄道観光資源活用促進事業」が創設されました。

については、新たな仕組みが一過性の支援とならないよう恒常的な制度とするとともに、高騰する車両価格に対応するため十分な予算の確保も必要です。

また、令和8（2026）年度において車両定期検査に係る補助については、鉄道事業再構築事業者が満額配分となる一方、それ以外の事業者には内示がなされなかったため、鉄道事業者や沿線自治体が負担せざるを得ない状況となっています。車両定期検査を含めた設備整備は、安全で安心な鉄道輸送に必要不可欠であるとともに、その経費を確保することは鉄道事業者の経営の安定化にもつながることから、十分かつ確実な予算の確保と補助率の引き上げなど支援の充実を図ることが必要です。加えて、安全運行を支える車庫や点検機器整備の補助対象化も必要になります。さらに、地域鉄道の維持・存続を図るため、これを保有・支援する地方自治体を実施する鉄道事業者の運営への補助や鉄道事業者の運行経費等に対する支援制度の創設など支援策を講じるほか、特別交付税などの地方財政措置をバス事業と同等の措置とすることを願います。

事務担当 地域連携・交通部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱 等

13. リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりへの支援 (国土交通省)

日本の持続的な発展に向け、その一翼を担うリニア中央新幹線の一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

1 リニア中央新幹線の東京・名古屋間の整備について、現在直面している工事に関する課題を早期に解決し、東京・名古屋間を一日も早く開業すること。

また、名古屋・大阪間の整備について、名古屋・大阪間の環境影響評価の手続きが着実に進むよう、沿線自治体と積極的に連携、協力し、JR東海に対し必要な指導、支援を行うなど、最速 2037 年の全線開業を確実なものとする。

2 リニア開業効果を県内全域に波及させるため、三重県駅を核とした道路・鉄道ネットワークの強化、まちづくりへの支援を行うこと。

《現状・課題等》

1 日本が持続的に発展していくためには、革命的な生産性の向上が必要であり、リニアはその一翼を担います。人口減少が進む中、リニア開業がもたらす効果を最大限に活用することが極めて重要です。

東京・名古屋間の開業に向けた建設工事が着実に進められるよう、直面する課題の早期解決に向けて、国の力強い支援が必要です。

さらに、令和 5 (2023) 年 12 月に着手した環境影響評価を着実に進め、名古屋・大阪間の駅位置とルートを速やかに確定の上、事業に着手し、最速 2037 年の全線開業を確実なものとしていく必要があります。

令和 6 (2024) 年 7 月には、国、名古屋以西の 3 府県 (三重県、奈良県、大阪府) および JR 東海が、早期事業着手に向けた連携強化を図るため、「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」を設置し、課題の共有と連携の深度化を進めてきました。

令和 7 年 (2025) 年 12 月には、JR 東海が、名古屋以西の概略ルート絞り込みに向けたボーリング調査への着手を発表するなど、ルート・駅位置の確定に向けた調査が着実に進められています。

一方、国においては、令和 7 (2025) 年 6 月に閣議決定された骨太の方針において、全線開業に係る現行の想定時期 (最速 2037 年) の下、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備に取り組む方針が示されています。

また、令和 8 (2026) 年 1 月、本県での高市総理年頭記者会見では、「リニア中央新幹線の一日も早い全線開業に向け、関係者と連携してしっかりと取り組んでいく」旨のご発言がありました。

引き続き、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の沿線 10 都府県が一致協力し、一日も早い全線開業の実現を強力に推進していく必要があります。

2 リニアの開業は、大都市圏との移動時間を劇的に短縮し、新たなライフスタイルの創出や観光・ビジネス交流の拡大をもたらす、本県が飛躍するための起爆剤となるものです。

この効果を県内全域へ波及させるためには、三重県駅と高速道路を直結する道路整備や県内外の交流連携を支える道路・鉄道ネットワークの強化、既存駅とのスムーズな結節、三重県の玄関口としての駅周辺のまちづくりが重要な要素となることから、三重県駅を核とした道路・鉄道ネットワークの強化、まちづくりについて、国の力強い支援が必要です。

事務担当 地域連携・交通部広域交通・リニア推進課、県土整備部道路企画課、都市政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法、都市計画法、都市公園法、都市再生特別措置法 等

14. 人口減少対策の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

人口減少対策の実行は、待ったなしの状況であり、自然減の緩和に向けた少子化対策と、社会減の解消に向けた定住促進や流入・Uターン促進に継続的に取り組んでいくことが必要である。地方での人口減少対策を推進するため、地方創生2.0で掲げた「若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)」づくりの実現に向け、以下の措置を講じること。

- 1 深刻化する人口減少問題に国が責任を持って挑戦し、国において人口減少対策を統括推進する「庁」レベルの司令塔組織を設置するとともに、東京一極集中是正に向けて、地方への企業の本社機能移転の取組を強化すること。
- 2 若者や女性の県内定着、流入促進・Uターン促進に向けて、短時間正社員制度等による中小企業における多様な働き方の実現や、男性の育児休業取得促進や保育の質の向上等仕事と家庭の両立支援等、自治体を実施するジェンダーギャップ解消に関する取組を支援する補助金等の十分な財源を確保すること。
- 3 地域未来交付金について継続的に予算を確保すること。また、移住支援事業について、より一層活用しやすい制度となるよう交付金支給対象となる移住元地域の拡大や、在住・通勤期間の短縮などの要件緩和、および制度周知・広報の充実について取り組むこと。
- 4 「こども未来戦略」で掲げためざす社会の実現に向けては、真に実効性のある取組を展開できるよう、以下の項目について対策を講じること。
 - (1) 「こども・子育て支援加速化プラン」の各施策の実施にあたっては、具体的な内容やスケジュールを早期に示した上で、地方の意見を聴きながら検討を進めるとともに、施策実施に必要な地方財源について、地方の実情に応じて確実に措置すること。
 - (2) 保育士の配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施にあたっての対応、保育所等における虐待の未然防止に向けて、必要となる保育士を確保できるよう、保育士の処遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引上げに加え、潜在保育士の活用に向けた支援制度のさらなる拡充を行うとともに、そのために必要な財源を確保すること。
 - (3) こどもの健やかで安全・安心な育ちを支援するため、全国一律の医療費助成制度を創設すること。

- (4) 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、国立大学の授業料について拙速な引上げを行わないことはもとより、高等教育の修学支援新制度についても、支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保すること。
- (5) 出産や子育て等との両立支援のため、長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇や配偶者出産休暇等の充実などの多様で柔軟な働き方の制度について、企業におけるさらなる導入を促進すること。

《現状・課題等》

1 総務省が公表した住民基本台帳人口移動報告では、令和7（2025）年度の東京都への転入超過数は6万5,219人と前年と比較して4年ぶりに減少したものの、東京一極集中の傾向は続いています。本県においても令和4（2022）年以降、毎年3,000人以上の方が東京へ転出していています。

さらに、令和7（2025）年9月に公表された厚生労働省の人口動態統計によると、本県を含む全国において合計特殊出生率は低下傾向にあります。特に若者が集中する東京都については0.96と1を割り込んでおり、人口減少が加速することが考えられます。このことを日本全体の問題としてとらえ、東京一極集中の是正に向けて取り組むとともに、国・地方が経済界・労働界と連携して取り組んでいくため、国において「庁」レベルの司令塔となる組織を創設することが必要です。

本県では、首都圏から地方への人の流れの加速化に向けては、地方拠点強化税制および本県独自の本社機能移転促進補助金を活用し、企業の本社機能移転・拡充の促進に努めています。この結果、IT関連企業が本社機能を本県に移転し、雇用を拡大するとともに、電子部品製造企業が東京から本県に本店登記の移転および研究開発機能を拡充しました。一方で、国の地方拠点強化税制は税制優遇の適用要件が厳しく、制度が複雑であるため、より柔軟な制度へ変更するなど、地方への企業の本社機能移転促進に向けた取組の強化が必要です。

2 本県における令和7（2025）年の転出超過数5,938人のうち15～29歳の若者の転出超過数は4,426人と全体の約8割を占めており、若者、特に女性の県外転出が課題となっています。この要因の一つとして、三重県の男女の賃金格差が大きいなどいわゆる「ジェンダーギャップ」の存在が考えられます。

こうしたことから、本県では、令和5（2023）年度に策定した「三重県人口減少対策方針」のキーワードの一つとして「ジェンダーギャップの解消」を掲げ、取組を進めてきました。さらに、令和7（2025）年度には、取組の方向性を示す「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定したところであり、本戦略では、「アンコンシャス・バイアスの解消等の意識改革」について社会全体で取組を進めるほか、「働き方の多様な選択肢の提供」、「両立支援を支えるケアサービスや制度の充実」を両輪として行政や企業・団体、教育機関、地域等あらゆる主体が連携して取組を推進していくこととしています。

昨年1月に設置された「地域働き方・職場改革サポートチーム」において、働き方・職場をめぐる課題の解決に向けた地域の取組に対し、アドバイザー等による支援が実施されているところですが、短時間正社員制度等による中小企業における多様な働き方の実現や、男性の育児休業取得促進や保育の質の向上等仕事と家庭の両立支援等、自治体を実施するジェンダーギャップ解消に向けた取組を支援する補助金等の十分な財源を確保することが必要です。

3 地方創生の実現に向けては、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、地域未来交付金をはじめとする地方創生関連予算の継続的な確保が必要です。また、感染症を契機に、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の浸透により地方移住への関心が高まりました。この都市部から地方への新たな人の流れを創出・定着させていくためには、地方移住への後押しとなる移住支援事業のさらなる活用が必要です。移住支援事業は、これまでも拡充はされていますが、依然として、東京 23 区に在住または通勤の者を対象とするなど要件が厳しいことから、さらなる要件の緩和および国による一層の周知・広報が必要です。

4 (1) 令和 5 (2023) 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」では、めざすべき社会の姿を「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会」とし、今後取り組む施策を「こども・子育て支援加速化プラン」として整理するとともに、同プランの財源確保や将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠が示されています。プランに示された取組の一部は、既に法律改正や予算措置を経て実施されているところですが、こども・子育て政策の強化に向けては、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで効果的になるため、同プランの具体的な取組内容やスケジュールについて、実務レベルも含めて丁寧な調整や意見交換を行うなど、地方の意見を反映するプロセスを設けるとともに、施策実施に必要な地方財源について、地方の実情に応じて確実に措置されることが必要です。

(2) 本県では、保育士の加配を行う保育所等への補助や修学資金貸付等を実施し、保育士確保に向けて取り組んでいますが、現状、十分な確保には至っていません。そのような中、令和 6 (2024) 年度から保育士の配置基準が改善され、令和 8 (2026) 年度からは、こども誰でも通園制度が本格実施（給付化）されました。また、令和 5 (2023) 年度には、県内の認定こども園において、こどもの人権を侵害する虐待等が発生しましたが、その原因として保育士の負担が大きいことが背景にあると指摘されていることから、こどもの安全を確保し、質の高い保育を提供するためには、引き続き、保育士の確保が必要になります。一方で、本県が令和 4 (2022) 年度に実施したアンケート調査では、現役保育士が職場で改善を望むこととして「給与・賞与等の改善」(52.2%) が上位になるとともに、保育士養成施設の学生からは、保育士をめざす学生を増やすために必要な支援や制度として「保育士等の処遇改善（給与・職場環境等）」(77.5%) が最多となるなど、処遇改善を求める声があります。

これまでも保育士の処遇改善が図られてきたところですが、引き続き、業務負担や責任に見合った対価となるよう、民間の給与動向等をふまえた処遇改善が必要です。また、保育士の安定的な確保・定着が図られるよう、職場環境の改善のための公定価格の引上げや潜在保育士の活用のための支援制度についてもさらなる拡充が必要です。

(3) こども医療費の助成は、県内全市町で実施されており、県ではその助成費用の一部について財政支援を行っています。助成費用について、地方財政措置はなく、地方自治体の財政負担は非常に重いものになっています。さらに、全国的にこども医療費の無償化等の対象拡大の動きが出てきており、今後、財政状況などからそうした対応をとることができない自治体との子育て環境の差が大きくなることも想定されます。全てのこどもが安心して適切な医療が受けられるよう、国の責任において、こども医療費に関する全国一律の制度を創設する

ことが必要です。

(4) 令和4(2022)年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」では、理想のこどもの数が平均2.4人であったのに対し、実際のこどもの数が平均1.6人と、ギャップが存在しています。このギャップの理由(複数回答可)について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(73.7%)との回答が最多でした。学校基本調査によると、令和7(2025)年度の大学・短期大学への進学者の割合は、前年度より0.7ポイント上昇して61.4%と、過去最高を更新しています。一方で、令和4(2020)年度学生生活調査結果(独立行政法人日本学生支援機構が実施)によると日本学生支援機構の奨学金など何らかの奨学金を受給している者の割合は、大学では55.0%、短期大学では61.5%と年々増加傾向にある中、学生生活費(学費と生活費の合計)は下宿・アパート・その他に居住する大学生で年間平均212万4千円と高額です。

こうした高等教育に係る負担が子育て世帯の不安につながっていることから、国立大学の授業料について拙速な引上げを行わないことはもとより、高等教育の修学支援新制度についても、支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保し、子育て世帯の経済的不安を解消することが必要です。

(5) 令和4(2022)年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」において、実際のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由(複数回答可)について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(73.7%)に次いで「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」(49.6%)が上位となりました。本県においては、県内企業の参画を得て「みえのイクボス同盟」を設置し、企業のトップ、管理職等がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、働き方改革に意欲的に取り組む中小企業へのアドバイザーの派遣やセミナーの開催など、個別の企業の課題に応じた支援を行っているところですが、企業が働き方改革により一層取り組みやすくなるよう、既存の助成金のさらなる周知等が必要です。

事務担当 政策企画部企画課、人口減少対策課、地域連携・交通部地域づくり推進課、移住促進課、医療保健部国民健康保険課、子ども・福祉部少子化対策課、子どもの育ち支援課、雇用経済部雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課
関係法令等 こども基本法、こども大綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、まち・ひと・しごと創生法

一般項目

一般項目 省庁別要望項目一覧

※ 要望先省庁が複数となる項目は主な省庁欄に記載

内閣官房

- | | | |
|----|---|------------------|
| 1. | 国民保護に係る避難施設の確保等 | 防災対策部 |
| | <ol style="list-style-type: none">1 地下避難施設の整備に必要な経費に対する財政支援制度を創設すること。2 緊急一時避難施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。3 緊急一時避難施設について、ピクトグラムなど分かりやすい表示の検討を行うこと。また、表示を導入する場合は、設置費に係る財政支援制度を創設すること。 | (内閣官房、消防庁) |
| 2. | 市町村災害対応力の向上の取組への支援措置等の充実 | 防災対策部 |
| | <ol style="list-style-type: none">1 市町村でなければ対応できない業務と外部からの支援で対応が可能な業務を特定し、国・都道府県・市町村の役割分担を改めて整理すること。2 市町村が果たすべき責務を達成できるよう、国として市町村規模に応じた最低限の基準（必要職員数・能力、施設、設備、資機材等）を定め、その基準を達成できるよう人的・財政的な支援を最大限行うこと。 | (内閣官房) |
| 3. | 防災庁の地方拠点設置 | 防災対策部 |
| | <ol style="list-style-type: none">1 防災庁の地方拠点（防災局）設置にあたっては、被災地の正確な被害状況をいち早く把握し、人命救助をはじめとする効果的な対策を講じていくため、施設自体の耐災害性を確保した上で、被災地の最前線となる本県に設置すること。2 防災庁の地方拠点（防災局）の設置に向けた考え方は、地方拠点（防災局）に期待される役割を踏まえて被災地の最前線に設置することを明記し、早期に示すこと。 | (内閣官房) |
| 4. | 外国人労働者に対する日本語教育支援の充実 | 雇用経済部 |
| | <p>企業における日本語教育を推進するため、国において次の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 外国人材が企業へ円滑に就職できるよう、日本での就労を希望する外国人に対し、国として、送出し国現地における日本語教育支援を充実させること。2 外国人を雇用する事業主が実施する日本語教育について、新たな補助金等による支援を行うこと。また、その財源については受益者負担の原則から、雇用保険の活用などの仕組みを全国一律の制度として検討すること。3 産業分野ごとの専門用語等に関する日本語教育に関する業界団体等による優れた取組の横展開を促進すること。 | (内閣官房、外務省、厚生労働省) |

内閣府

5. **備蓄物資確保と備蓄施設整備への支援の充実** 防災対策部
- 1 大規模災害時の物流機能の停止に備え、地方自治体による備蓄の確保だけでなく、国の分散備蓄拠点を各都道府県へ整備して、さらに現物確保を進めること。
 - 2 大規模災害への備えを充実させるため、国が令和8年度中に策定予定である「災害備蓄が必要な品目や数量を整理した自治体向けガイドライン（仮称）」を可能な限り早期に示すこと。また、単価が少額かつ大量に備蓄が必要な品目についても、新たに財政支援を行うこと。
 - 3 自治体による備蓄物資等用の備蓄施設の整備において、既に財政支援（緊急防災・減災事業等）の対象となっている新規整備・改修・転用に加え、リースを活用した整備に対する補助の創設など、新たな財政支援を行うこと。
- （内閣府）
6. **防災DXの推進による災害対応力の強化** 防災対策部
- 1 被災地応援の際に共通の操作で利用でき、集約した情報を効率的に活用できるよう、各自治体の意見を十分に聴取した上で、全国統一の防災情報システムの構築を行うこと。
 - 2 気象情報の変更が行われる際には、これに対応するための各種システムの改修費用に対する財政支援を行うこと。
 - 3 災害時に備え、自治体が衛星インターネットサービスの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。
- （内閣府、気象庁）
7. **災害救助法及び被災者生活再建支援制度の拡充・充実** 防災対策部、環境生活部
- 1 災害救助法の救助範囲について、罹災証明書の交付のための住家被害認定調査も対象となるよう見直しを行うこと。
 - 2 賃貸型応急住宅の供与に対し、居住者死亡及び居住者不明時における損害補償について、災害救助法の対象となることを明確化すること。
 - 3 被災者生活再建支援法の適用範囲について、同一の災害で被災者が存在するにも関わらず適用対象外となる市町村がないよう全ての被災市町村を支援の対象とすること。
 - 4 災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するため、災害救助法の対象経費の拡充など、さらなる財政支援を行うこと。
- （内閣府）
8. **住家被害認定調査の判定方法の簡素化とデジタル技術の活用** 防災対策部
- 1 住家被害認定調査にかかる住家の被害程度の判定について、調査の経験がない人でも迅速に実施できるよう調査手法の簡素化を行うこと。
 - 2 住家被害認定調査にかかる住家の被害程度の判定について、調査員間で調査結果に偏りが生じないよう、国においてデジタル技術を用いた調査システムの開発を行うこと。
- （内閣府）

9.	避難所の生活環境改善への支援	防災対策部
<p>1 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）について、令和8年度以降も制度を恒久的な形で継続するとともに、工事を伴う設備や10万円未満の資機材も対象とすること。</p> <p>2 南海トラフ地震等大規模災害時において、被災自治体の負担軽減のために、国主導による避難所の設置・運営を行う仕組みを創設すること。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p>		
10.	避難所として利用可能な宿泊施設等の事前登録制度の創設	防災対策部
<p>宿泊施設等を避難所として活用できるよう、事前登録の創設など全国で利用できる仕組みを整備すること。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p>		
11.	津波避難施設整備への支援の充実	防災対策部
<p>津波避難タワーなどの津波避難施設は、安全な高台等への避難が困難な地域において住民の生命を守るための重要な施設であることから、整備が一日でも早く進むよう、津波避難施設の整備に対する支援制度を継続し、必要な予算を確保した上で、支援制度のさらなる拡充を図ること。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府、総務省）</p>		
12.	ジェンダーギャップの解消・男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	環境生活部
<p>1 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会全体に存在することから、気づきを促し、その解消を図るため、メディアミックスによる政府広報等の取組を強化すること。</p> <p>2 地域女性活躍推進交付金について、地域の実情に応じた計画的な事業実施と成果の定着を図るため、十分な財源の確保を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p>		
13.	性犯罪・性暴力対策の推進	環境生活部
<p>1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置・運営をはじめとする性暴力被害者等に対する支援について法整備を行うこと。 また、性暴力被害者を支援する関係機関における被害者等支援に関する情報の共有および守秘義務について法整備を行うこと。</p> <p>2 「性暴力被害者・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）」のさらなる充実とともに、同交付金に関する予算について、補正予算を含めた予算総額ベースで前年度以上の水準を確保すること。また、地方公共団体の広報啓発などの取組についても補助対象とすること。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p>		

内閣府（国家公安委員会（警察庁））

- | | | |
|--|----------------------------------|-------|
| 14. | 犯罪被害者等支援の推進 | 環境生活部 |
| <p>1 犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられる補助制度の創設や、地方自治体が地域の実情に応じて実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うこと。</p> <p>2 加害者の仮釈放の決定にあたっては、仮釈放等審理における意見等聴取制度をふまえ、犯罪被害者等の心情に寄り添い意見を反映した決定をすること。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省)</p> | | |
| 15. | 治安対策の充実・強化 | 警察本部 |
| <p>治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であることから、警察官を増員すること。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）、総務省)</p> | | |
| 16. | 交番・駐在所の機能を維持・強化するための財政的支援 | 警察本部 |
| <p>交番・駐在所は、住民の安全と安心を確保するための警察活動の拠点であることから、その機能の維持・強化に向けた財政的な支援を行うこと。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）)</p> | | |
| 17. | 通訳体制の強化に向けた語学研修の充実 | 警察本部 |
| <p>通訳体制を強化するため、部内通訳人の育成に関する研修課程の充実及びその能力の維持、向上のために財政的な支援を行うこと。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）)</p> | | |
| 18. | 匿名・流動型犯罪グループ総合対策の推進 | 警察本部 |
| <p>治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを強化するために不可欠となる情報集約・分析、実態解明に資するシステム整備に対する財政支援および情報分析等の専従体制を構築するために必要となる警察官の増員を行うこと。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）)</p> | | |
| 19. | 交通事故統計情報管理に係る共通基盤の整備・運用 | 警察本部 |
| <p>交通事故統計情報の管理に係るシステムは、現在、各都道府県警察が個別に設置・運用しているところ、警察庁が5年に一度または臨時に実施する交通事故統計原票の改正に併せてシステムの改修が必要となり、その都度、改修費用が必要となっているため、警察庁において財源を確保し、共通基盤を開発・運用すること。</p> <p>なお、共通基盤の運用にあっては、物件事務情報も併せて管理すること。</p> <p>(国家公安委員会（警察庁）)</p> | | |

20.	災害警備活動の高度化に向けた警察活動基盤の強化	警察本部
<p>南海トラフ地震をはじめとする大規模災害発生時においては、災害警備活動に従事する職員の二次被害を防止するとともに、「対処能力の向上」及び「警察機能の維持」を図るための警察活動基盤（情報収集用装備資機材）の強化に向けた財政支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（国家公安委員会（警察庁）、総務省）</p>		

内閣府（こども家庭庁）

21.	子どもの声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施に向けた支援	子ども・福祉部
<p>子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子ども施策への子どもの意見反映に向けて、必要な取組を推進するための十分な財政措置を含めた支援を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭庁）</p>		

22.	切れ目のない妊娠・出産支援等の推進	子ども・福祉部
<ol style="list-style-type: none"> 1 産後ケア事業が法定化されたことに伴い、事業実施施設の一層の拡大を図るために必要な経費への財政支援や、補助率の引き上げなど、さらなる財政措置の拡充を図ること。 2 1歳までの乳児を対象として実施する健康診査に係る費用について、実情に応じた費用助成を行い、切れ目のない健診体制を整備すること（2週間児、1か月児、4か月児、10か月児）。 3 5歳児健康診査は、集団生活を営む上で必要な社会性の発達を確認するための重要な健診であり、早期に地方自治体での取組が進むよう、支援を強化すること。また、地方自治体に対する安定的かつ十分な財政措置を講じるとともに、実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。 4 新生児マススクリーニング検査について、新たに早期発見、早期治療が可能となった全ての希少難治性疾患についても公費負担の対象とし、十分な財政措置を講じること。 5 軽・中等度難聴児を対象とした補聴器購入費用の助成について、国による一律の補助制度を創設すること。 6 不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など改善を図ること。また、独自に支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。 7 「予防のための子どもの死亡検証（CDR：Child Death Review）」の実施に向けた体制整備について、国において個人情報の取扱いに関する必要な法整備を行うとともに、十分な財源を確保し、体制整備や事業実施に必要な財政支援を行うこと。 <p style="text-align: right;">（こども家庭庁）</p>		

23. 幼児教育・保育の充実

子ども・福祉部

- 1 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町の取組について、十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、地方に実質的な負担が新たに生じないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。また、人口減少地域においては、利用児童の減少により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育が行えるよう、公定価格の単価設定の見直しや、多機能化の取組を支援するなど、財政的・制度的な充実を図ること。
- 2 幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、給食費やおむつ処分費などについても、利用者の負担軽減を図ること。
- 3 保育人材の確保と離職防止に向けて、保育士の賃金水準を他産業と遜色ない水準まで引き上げるとともに、公務員の地域手当の見直しに伴う公定価格への反映にあたっては、現行の給与水準の確保と県境で隣接する自治体間での格差が生じないよう配慮するとともに、物価高騰など社会情勢の変化に応じた支援や公定価格の見直しを行うこと。また、保育現場の実情をふまえた配置基準を確保するなど、職場環境の改善に向けた支援を行うこと。
- 4 低年齢児の受入れや特別な配慮を要する子どもやアレルギー対応が必要な子ども等を、保育所等が安心して受け入れられるよう、保育士の加配や専門職の配置等、必要な体制の整備に係る経費に対するの財政支援を充実させること。
- 5 こども誰でも通園制度の実施にあたっては、職員の配置基準や事業内容などについて全国一律の制度とせず、それぞれの地域事情に応じて柔軟に運用できる制度にするとともに、運営に必要な十分な財政措置を講じること。
- 6 私立幼稚園に対する経常費補助については、国の財源措置のさらなる充実を図ること。
- 7 幼児教育の質の向上に資する支援体制を安定的に確保できるよう、継続的な財政措置を行うこと。

(こども家庭庁、文部科学省)

24. 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・福祉部

- 1 放課後児童クラブの施設整備に活用できる交付金制度の拡充を行うこと。また、小規模クラブに対する補助や、夏休みなどの長期休暇中の児童の居場所の提供に向けた取組に対する支援などの充実を図ること。
- 2 放課後児童支援員等の確保を進めるため、処遇改善に係る補助を拡充すること。また、医療的ケア児の受入れなどに伴い、放課後児童支援員を加配するクラブに対する補助等を強化すること。
- 3 放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」については、国庫補助額の減額がないよう十分な予算を確保すること。また、本補助金の活用を図るため、実施主体に係る要件を緩和すること。
- 4 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業において、ひとり親家庭や多子・多胎児世帯の負担軽減を図るため、補助制度の創設や拡充に取り組むこと。

(こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

25. 発達支援が必要な子どもへの対応

子ども・福祉部

- 1 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対して早期に適切な支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を育成し配置できるよう、長期の研修派遣等の支援メニューを追加するなど地域生活支援事業費等補助金の拡充を行うとともに、予算額の十分な確保に努めること。
- 2 発達に課題のある児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保に向けて、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

(こども家庭庁、厚生労働省)

26. 児童相談体制の充実と強化

子ども・福祉部

- 1 児童相談体制の強化のため、地方の実情に応じて設置している児童相談所に関して、適切に地方交付税を積算し、必要な財源を確保すること。
- 2 改正児童福祉法の施行に伴う一時保護開始の判断に関する司法審査について、一時保護状の請求に係る児童相談所の体制構築や、児童相談所と裁判所がデータで迅速に一時保護状請求・発付できるよう、省庁をまたいだデジタル基盤の整備について検討すること。
- 3 児童相談所職員の専門性の向上に向けて、経験年数に応じた法定研修を追加するなど、全国一律の研修体系を再構築するとともに、新規採用職員に一定期間、集中的に必要な知識と資質を習得させることができる体制整備を図ること。
- 4 全ての児童相談所や一時保護所が、計画的に第三者評価を受けられるよう十分な財政的支援を講じるとともに、どの評価機関においても均質な評価が行われるよう、体制を整備すること。
- 5 一時保護所や児童自立支援施設の職員の人材育成に向けた支援を強化すること。
- 6 著しい自傷、他害行為等のケアニーズの高い一時保護児童を、状況に応じて緊急的に精神科病院で受け入れる体制を確保できるよう、医療的な支援につなぐ仕組みの構築に向け関係省庁と連携して対応すること。

(こども家庭庁)

27. 社会的養育の推進およびひとり親家庭等への支援

子ども・福祉部

- 1 途切れない里親支援
途切れのない里親支援を継続できるよう、フォスタリング事業は引き続き実施していくこと。
- 2 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実
 - (1) 施設で働く人材の確保に向けて、職員が働きやすい職場環境づくりや、雇用環境の改善に資する施策を講じること。また、短時間勤務を希望する人材を活用しやすいよう、職員配置基準を緩和すること。
 - (2) 地域における在宅支援を進める中でショートステイ利用者数も暫定定員の算出方法に加えること。
 - (3) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設等における本体施設のユニットや委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置をさらに充実させること。また、受入体制が整備しにくい夜間・休日の一時保護委託に係る措置費を充実させること。
 - (4) 病虚弱等児童加算について、現在対象外となっている低出生体重児等についても、介護度算定の要件を緩和し、対象とすること。また、医療的ケア児等受入加算について、福祉的なケアを中心とする児童養護施設等における対応が可能となるよう、要件を再検討すること。
 - (5) 児童養護施設等の本体施設の小規模かつ地域分散化が進んだことで、本体施設定員が減少し、施設運営にも大きく影響を及ぼしているため、小規模分散化を図った後も、継続的な施設運営が可能となるよう、児童入所施設措置費等国庫負担金要綱の見直しを行うこと。
 - (6) 児童自立生活援助事業について、児童が安定して自立をめざすことができる環境整備を図るため、要件の緩和を図ること。
 - (7) 自立支援資金貸付金について、返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を一律にするのではなく、柔軟に対応し、退所者等の負担軽減を図ること。
 - (8) 児童養護施設等に入所している高校生に支弁される特別育成費の補習費について、上限を撤廃すること。
 - (9) 児童家庭支援センターの安定的かつ継続的な運営を確保するため、運営費について補助金から措置費への移行を図ること。
- 3 ひとり親家庭等への支援
 - (1) ひとり親家庭等の就労支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」について、給付額の増額および子どもの人数に合わせた額の支給を行うこと。
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金について、都道府県が負担する事務費への財政措置を行うこと。
 - (3) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するための「児童扶養手当」の支給額について、第1子と第2子以降の支給額の格差の解消を図ること。また、遺族年金等についても、障害基礎年金と同様に子加算分の併給調整を行うこと。加えて、公的年金との重複受給により児童扶養手当の返還が発生しないよう対応策の充実を図ること。
 - (4) ひとり親家庭への養育費確保に向けた実効性のある公的な支援制度を充実すること。
 - (5) ひとり親家庭の子ども等が大学等に進学する機会を確保できるよう給付型奨学金制度の拡充を図ること。

(こども家庭庁、文部科学省)

28.	フリースクール等学校以外の多様な学びの場を活用する児童生徒等への支援	教育委員会
<p>フリースクール等の学校以外の多様な学びの場や居場所を活用する不登校児童生徒やフリースクール等を運営する事業者に対して、必要な財政措置を講じること。</p> <p style="text-align: right;">(こども家庭庁、文部科学省)</p>		

デジタル庁

29.	自治体情報システムの標準化とガバメントクラウドの安定した運営に関する支援	総務部デジタル推進局
<ol style="list-style-type: none"> 1 標準化による将来像の明確化と経費削減対策の徹底 「基本方針」で掲げる、地方公共団体の人的・財政的負担の軽減に向け、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に示された構造的要因等への対策を着実に進めること。 2 補助金申請等に係る事務負担の軽減 移行後のシステム運用経費の増加分については、確実に財源が担保される補助金等の特定財源とし、全額補助すること。あわせて、補助金申請に係る事務負担を軽減するため、申請手続きの簡素化やデジタル技術などを活用した効率的な業務遂行に向けた対策を講じること。 3 システムの移行に伴う財政負担の公平性の確保 自治体情報システムの移行に係る経費負担について、移行完了団体と特定支援システムを有する団体で不均衡が生じないよう、必要な制度整備および関係省庁への周知徹底を行うこと。 <p style="text-align: right;">(デジタル庁)</p>		

総務省

30.	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等	総務部、地域連携・交通部
<ol style="list-style-type: none"> 1 地方においては、人件費や社会保障関係費の増加に加え、金利上昇、物価・賃金上昇といった避けられない歳出増加への対応とともに、地方創生・人口減少対策、こども・子育て政策の強化といった地方が主体的に取り組むべき財政需要が増加している。そのため、令和9（2027）年度においては、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう「地方一般財源総額実質同水準ルール」のもと、必要不可欠な財政需要を適切に地方財政計画に反映し、必要な一般財源総額を確保する方策を実施すること。 2 令和8（2026）年度までの時限措置である「公共施設等適正管理推進事業債」について、全国的な人手不足や労務単価・資材単価の上昇を起因とする工期の見直し等が発生しているため、対象期間を少なくとも10年間延長すること。また、地方の実情をふまえ、より弾力的で柔軟な運用や対象事業の拡充、交付税措置率の拡充を検討すること。 3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源であり、現行制度を堅持すること。また、消費税減税を始めとした地方に影響を及ぼす税制改正を行う場合は、安定的な行政サービスの提供及び財政運営への影響等を十分に考慮し、減収に対する代替となる恒久的な財源措置をすること。 <p style="text-align: right;">(総務省)</p>		

31.	水道事業の持続可能な仕組みづくり	環境生活部
<p>人口減少が確実に進み中、広域連携等による水道の基盤強化が難しい水道事業も見られることから、住民に不可欠なサービスである水道事業の経営が安定して行えるよう財政支援を含めた制度のあり方について検討を進めること。</p> <p style="text-align: right;">(総務省、国土交通省)</p>		

32. インターネット上の人権侵害対策の推進

環境生活部

インターネット上の人権侵害情報が速やかに削除されるよう、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、プラットフォーム事業者を指導すること。

特に、人権に係る法律や法務省通知、条例などをふまえた地方公共団体からの削除要請については速やかに削除されるよう指導すること。

(総務省)

総務省（消防庁）

33. 消防力向上の取組への支援措置の充実

防災対策部

1 「消防防災ヘリコプターの運行に関する基準」による安全運航で増加する経費、海外製品等の価格の上昇による財政負担の増加、大規模災害での空路支援を行うために必要となる設備や装備、航空消防活動について、十分な財政支援を行うこと。また、航空消防活動が継続的に行うことができるよう、国が操縦士、整備士等を養成するなど支援を行うこと。

2 消防防災ヘリコプターを活用した航空消防活動が安全かつ円滑に実施できるよう、燃料油価格激変緩和対策事業による激変緩和措置について、航空機燃料の補助率を上げ、措置を継続するとともに、大規模災害時における迅速なジェット燃料の供給体制を確保すること。

(消防庁)

法務省（出入国在留管理庁）

34. 外国人との共生社会実現に向けた施策の推進等

環境生活部

地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、国において次の措置を講じること。

1 外国人との共生社会の実現に向けては、外国人の受入れや在留管理の適正化といった取組に加え、外国人が地域社会の一員として参加し、日本人と相互に理解を深めながら共に暮らしていくという「共生」の視点を重視し、外国人が日本社会に適応して生活できるよう、不当な差別や偏見の防止、人権尊重の観点もふまえて、国が責任を持って関係施策を体系的・総合的に推進すること。

あわせて、外国人住民の増加に伴う社会の変化について事実に基づく正確な情報発信を行い、制度利用の状況について透明性を確保することにより、国民の理解を深め、不安や誤解の解消に努めること。

2 県内の外国人住民の増加により、情報提供および相談を多言語で行う自治体の一元的相談窓口の需要が一層増加しているため、その運営に必要な予算を確保し、安定的な財政措置を講じること。

あわせて、地方自治体の行政窓口向けに提供する通訳支援事業については、応答率の向上や対応体制の強化を図るなど、相談窓口が即時かつ円滑に対応できる実効性ある支援体制を確保すること。

3 大規模災害発生や感染症拡大などの緊急時に、外国人住民へ迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、出入国在留管理庁は主務省庁に対し、平常時から「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を働きかけるとともに、外国人住民が必要な情報にアクセスできるよう配慮すること。

(出入国在留管理庁、内閣官房)

35. 外国人住民に対する日本語教育の充実

環境生活部

特定技能制度等の外国人労働制度の見直しに伴い、外国人労働者やその家族のさらなる増加が見込まれる中で、外国人住民が生活に必要な日本語能力を身に付け、安心して生活できる環境を整備するため、次の措置を講じること。

- 1 日本語の習得を希望する全ての外国人住民が、生活に必要な日本語を段階的かつ体系的に学習できるよう、「日本語教育の参照枠」に基づくレベル別標準学習プログラムを国が中心となって整備し、オンラインで受講可能な全国共通の仕組みを構築すること。
- 2 日本語教育関連事業について、日本語教育の体制を維持するため、国は十分な財政措置を講じ、地域の実情をふまえた取組を促進するような補助制度にすること。
また、地方自治体の事業の執行に影響が出ないよう、補助金の採択内示日を設けるなど、内定額を早期に提示すること。

(文部科学省)

36. 高校授業料無償化の確実な実施のための安定財源の確保等

環境生活部

- 1 令和8（2026）年度から実施される「いわゆる高校無償化（高等学校等就学支援金）」について、家庭の経済状況に関わらず希望する高等学校等へ進学できる機会を保障するため、次年度以降も引き続き確実に実施されるよう安定的な財源を確保すること。
- 2 高校無償化の実施にかかる地方負担分について、国において恒久的な財源を確保し、地方財政計画に計上したうえで、地方に負担が生じないよう確実に財源措置を講じること。
- 3 高校生等奨学給付金について、事務処理を行う都道府県に関して、「在住地主義」から「在校地主義」への変更の検討にあたっては、広域通信制高等学校の実施校の所在地が特定の県に偏っていること等を考慮すること。また、仮に「在校地主義」に変更する場合、広域通信制高等学校の実施校が多い県の財政負担が増加しないよう、全額国費負担とするか、給付実態に則した地方財政措置を講じること。

(文部科学省)

37. 高校魅力化・活性化に向けた支援の充実

教育委員会

- 1 令和9（2027）年度予算において検討されている「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、普通科高校や専門高校等、多様な学校において幅広く活用することができる制度とし、施設・設備の整備や更新、専門人材の配置、デジタル教材を含む教育サービスの導入等、学校の実情に応じた多様な取組に活用できるよう制度設計を行うこと。
また、取組を着実に推進できるよう、国庫補助率を高く設定するとともに、令和8（2026）年度予算で創設された「高等学校教育改革等推進事業債」と併せて活用できる制度設計とし、安定的かつ継続的に活用できる支援制度とすること。
- 2 フレキシブルハイスクールの導入に向け、多様な生徒の学習ニーズに対応するための学習支援員配置や個別相談体制の整備について、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象に含めるなど国の補助制度を創設すること。
- 3 遠隔授業配信センターにおける安定的な教育提供を実現するため、教員配置基準を含めた制度上の整備を行うこと。

(文部科学省)

- 1 国は私立高校を含めた授業料無償化を推進していることを踏まえ、高校生の学習環境整備のため、1人1台端末の国費負担制度を創設すること。
- 2 GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進のため、地方財政措置となっている学校ネットワーク、ICT支援員の配置、ヘルプデスクの運営について、十分かつ恒常的な財政支援を行うこと。また、デジタル教材に対する財政支援を新たに設けること。
- 3 学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たさない学校の通信ネットワークの改善や、耐用年数・サポート期限を経過した設備等の更新が必要となることから、大規模改造（教育内容）の補助下限額の引き下げや補助率の引き上げを行うとともに、ネットワークアセスメントについての財政支援を拡充すること。
- 4 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を含む授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額や給付対象者の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。
- 5 地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。
- 6 GIGAスクール構想の更なる推進に向けて、三重県GIGAスクール構想推進協議会での円滑な共同調達会議の運営に取り組むため、令和9（2027）年度以降も公立学校情報機器整備事業費補助金による都道府県事務費の継続を行うこと。
- 7 校務DX環境の整備に向け、GIGAスクール構想支援体制整備事業の「次世代校務DX環境の全国的な整備」について、「県内全域で統一」という補助要件の緩和を行うこと。

(文部科学省)

- 1 少人数学級編制において子どもたち一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため、中学校における段階的な35人学級を着実に推進すること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図れるよう、少人数指導の推進、小規模校支援に係る加配定数を維持・拡充するとともに、学校統合支援のための定数措置を新設すること。
- 4 高等学校において、教育の質の確保及び多様な生徒への対応を図るため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における学級編制標準を引き下げ、教職員定数の標準を改正すること。加えて、地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。

(文部科学省)

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。
- 2 小学校英語の教科化に伴う人的支援について、ティーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週24コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基礎定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充すること。
- 3 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上に一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。

(文部科学省)

41. いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実

教育委員会

- 1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、高等学校へも配置できるようにするための十分な予算を確保すること。
加えて、いじめ問題への対応の強化や不登校児童生徒へのきめ細かな支援により、未然防止・早期発見・早期対応を図るため、生徒指導担当教師を全中学校へ配置する措置を着実に進めること。
- 2 各都道府県・市町村および各学校におけるいじめの重大事態の調査経費について、令和8（2026）年度から新たに普通交付税措置となるが、十分かつ恒常的な財政支援を行うこと。
- 3 いじめや不登校等の悩みの相談や、いじめの早期発見や通報等の早期対応を行うための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」のさらなる財政支援の増額を行うこと。
- 4 国の「校内教育支援センター支援員配置事業補助金」については、既にセンターを設置している学校についても対象とするとともに、補助年限に上限を設けないことで、各自治体がセンターの設置促進・機能強化に取り組むことができるよう、地方の要望に応じた確実な財政措置を講じること。
- 5 支援の充実を図るため、教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法を改正すること。

（文部科学省）

42. 外国人児童生徒に対する支援の推進

教育委員会

- 1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実させるため、「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」における財政措置を拡充すること、及び補助率を引き上げる（1/3→1/2）こと。
- 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
- 3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。
- 4 高等学校における急増かつ多言語化している外国人生徒にきめ細やかな支援体制を構築するため、専門的な外部人材を確保するために必要な財政措置を講じること。

（文部科学省）

43. 夜間中学の運営に向けた支援の充実

教育委員会

- 1 公立夜間中学において、入学を希望する方がどの地域に居住していても入学することができるよう、地理的条件により継続的な通学が難しい場合も、学校長が必要と認めた場合において、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価をできるように、制度の見直しを行うこと。
- 2 公立夜間中学の設置を検討する地方自治体に対して、「教育支援体制整備事業費補助金」を継続的に予算措置し、開設後の補助率（1/3→1/2）と補助上限額の引き上げを行うこと。

（文部科学省）

44. 特別支援教育の推進 教育委員会

- 1 特別支援教育の充実に向けて、公立学校における特別支援教育支援員等や医療的ケアを行う看護師の配置のための財政措置を拡充すること。
- 2 特別支援学校における医療的ケアを行う看護師及び医療専門職を基礎定数化すること。
- 3 障がいのある生徒の就職率の向上を図るための事業を新設すること。
- 4 高等学校における通級による指導の充実のための加配定数の拡充と研修を実施するための財政措置を行うこと。

(文部科学省)

45. 子どもの貧困対策の推進 教育委員会

- 1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 2 高等学校等就学支援金制度における生徒・保護者の利便性向上と地方の事務簡素化の観点から、受給資格認定に際して審査を不要とするなど、簡便な方法にするような制度設計を行うこと。また、令和8（2026）年度から地方負担が求められるようになったが、従来どおり全額国庫負担により実施すること。
- 3 高校生等奨学給付金制度について、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭におけるオンライン学習に係る通信費を含む給付金額の増額等の拡充を行うとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 4 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。
- 5 必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすること。

(文部科学省)

46. 教職員の働き方改革の推進と専門人材の活用 教育委員会

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学習指導員などの専門人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。
- 2 令和7（2025）年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」改正を踏まえ、教育委員会が策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実効性を確保するための必要な支援（情報提供・専門的知見・財政的・人的資源の確保等）の充実を行うこと。
- 3 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を維持・拡充し、対象学年を拡大すること。また、教員の基礎定数の算定における「乗ずる数」を見直し、基礎定数を改善すること。あわせて、教員の雇用形態の多様化などに伴う事務処理業務の負担軽減を図るため、事務職員の配置基準及び加配定数の維持・拡充を行うこと。

(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

47. 義務教育費国庫負担制度の充実 教育委員会

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

(文部科学省)

- 1 公立学校施設の老朽化が一斉に進行しており、対策にかかる地方負担の軽減を図る観点から、改築・改修事業への財政措置を充実すること。また、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 2 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリートイレの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- 3 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し事業採択を行うとともに、認定・内定時期の早期化を図ること。また、本省繰越予算により採択する事業については、事故繰越が明許繰越に準じた簡素な手続きで承認されるよう関係省庁と調整を図ること。
- 4 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図ること。
- 5 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 6 特別支援学校における教室不足の解消については、補助金の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）期間が令和9（2027）年度まで延長されたが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げの長期間の延長等、継続的な財政措置を図ること。
- 7 「空調設備整備臨時特例交付金」から移行した「屋内運動場の空調設備整備事業」について、財政負担を平準化しつつ、より早期に、より多くの学校体育館等への空調整備を図るため、リースを活用した整備を補助対象に含めること。また、補助対象となる学校種に高等学校も加えること。
- 8 私立高校を含めた授業料無償化による公立高校離れが懸念されており、国において高等学校教育改革促進のための基金や地方債が創設されたが、全ての学校で安全・安心な教育環境を確保するため、公立高校の建て替えを含む老朽化対策やバリアフリー化、空調・トイレ等の設備整備について、補助制度の対象とするなど地方財政措置をさらに充実すること。
- 9 学校教育活動において、熱中症事故防止の観点から、暑さ指数（WBGT） 31°C 以上で運動を中止するなど、国においても取組を徹底すること。また、熱中症を予防するため、全国大会の主催者に対し、暑さ指数（WBGT）を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するよう要請すること。
- 10 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。
- 11 少子化に伴う学校の統合により、遠距離通学児童生徒に対する支援としてのスクールバス運行が必須となるため、へき地児童生徒援助費等補助金の補助対象児童生徒の通学距離条件の緩和や、補助対象期間の延長を含む、遠距離通学に対する財政支援の更なる拡充を行うこと。

（文部科学省、スポーツ庁）

49. **学校給食・食育の充実と健康教育の推進** 教育委員会

- 1 小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減は全国一律で行う施策として、今後も地域間格差や地方負担分が生じないよう、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。その際、各学校およびその設置者が学校給食実施基準等を踏まえ、地域の特性を活かした地場産物等の使用が着実に実施できるような経費も加えたものとする。また、中学校給食についても早急に施策として実施すること。
- 2 急激な物価高騰の際は、年度途中であっても小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減の基準額を変更し、交付金の増額等を行うこと。また、中学校への国による給食費の抜本的な負担軽減が実施されるまで、物価高騰等の情勢の影響で保護者の経済的な負担が加重しないよう、給食費増額分を支援すること。
- 3 学校給食費の公会計化が進むよう、児童生徒の給食にかかる情報を自治体が集約し、管理するためのシステム導入について、財政支援を継続すること。
- 4 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続すること。
- 5 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。また、養護教諭の業務については、一層複雑化・多様化する現代的健康課題への対応により求められる役割も変容・増大し、その負担は年々増していることから、全ての学校への配置や複数配置の拡大が実現するよう、引き続き配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。
- 6 「学校保健・食育推進体制支援事業」による支援について、地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うこと。また、令和9（2027）年度以降も実施できるよう継続した予算確保を行うとともに、補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。
- 7 学校現場の健康課題は、支援の対象者が多く、課題の内容も多岐にわたっているため、医療関係者等を招聘し、教職員や保護者向けに講演や指導・助言等を実施するような事業への支援を行うこと。

（文部科学省）

50. **私学助成の充実** 環境生活部

- 1 私立高等学校等の経常的経費に対する助成のさらなる充実を図ること。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の算定にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いた積算を行うこと。

（文部科学省）

51. **私立の広域通信制高等学校の監督等** 環境生活部

- 1 私立の広域通信制高等学校については、通信教育連携協力施設の設置により、教育が行われる場が全国にまたがり、都道府県において監督を行うことが実質的に困難であることから、国において私立学校法や学校教育法の見直しを含めて対応を検討すること。
- 2 私立学校の位置の変更は、学校教育法施行令により都道府県知事への届出事項とされている。そのため、都道府県をまたぐ位置の変更の場合、認可手続きを経ずに所轄庁が変更されることから、同施行令の改正を含めて制度の見直しをすること。

（文部科学省）

52. **学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実** 教育委員会

教員として採用され一定期間勤務した場合に奨学金の返還が免除・軽減される制度の構築を行うこと。

（文部科学省）

53.	地域と学校の連携・協働体制の構築	教育委員会
<p>学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、子どもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組が必要である。そのため、地域と学校の連携・協働体制の構築に係る財政支援の拡充を行うこと。</p>		
(文部科学省)		

54.	子どもの人権が尊重される学校教育の推進	教育委員会
<p>人権が尊重される社会の実現にむけ、部落問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図り、一人ひとりが自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをさらに推進するために、人権教育研究推進事業の指定地域・指定校の拡充および予算を増額すること。</p>		
(文部科学省)		

文部科学省（スポーツ庁）

55.	部活動の地域展開に向けた支援の充実	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> 1 自治体の人口・財政規模に関わらず、部活動の地域展開に格差が生じることのないよう、運営団体や実施主体の持続可能な体制の整備や、地域を統括するコーディネーター、運営団体をマネジメントする人材や指導者の発掘・育成について、国の強力なリーダーシップのもと、財政的支援を含めた施策を推進すること。 2 高等学校における部活動を生徒にとって望ましい持続可能なものとするため、部活動指導員補助制度の創設およびデジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法の構築など、地方自治体独自の取組への財政支援を行うこと。また、高等学校においても部活動改革を進める必要があることから、高等学校における今後の部活動のあり方を示すこと。 		
(スポーツ庁、文化庁)		

56.	体力向上に係る取組に対する支援の充実	教育委員会
<p>各都道府県が地域の実情に応じて主体的に実施する体力向上施策に対し、国において補助事業を創設すること。 当該補助事業においては、運動習慣の形成、体育授業の改善、教職員研修の充実、専門的知見を有する有識者の活用、学校外との連携等を含む総合的な取組を対象とし、各地域の創意工夫を生かした柔軟な制度設計とするとともに、効果検証及び改善サイクルの確立を可能とする複数年支援の仕組みとすること。</p>		
(スポーツ庁、文化庁)		

57.	国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担の軽減	地域連携・交通部
<ol style="list-style-type: none"> 1 国民スポーツ大会の実施に係る経費の大部分を開催都道府県が負担している現状に鑑み、大会の簡素化・効率化、人的負担の軽減等を図った上で、国および日本スポーツ協会における財政支援を拡充すること。 2 地域の実情に応じて開催時期や期間、施設基準、実施競技等を弾力的に運用すること。 3 3巡目国民スポーツ大会における見直し事項の2巡目への適応について配慮すること。 		
(スポーツ庁)		

58.	競技力向上とアスリート育成に向けた提言	地域連携・交通部
<p>競技力を維持・向上していくために、ジュニア期からのアスリートの育成をはじめとする競技スポーツの振興については、その対策や仕組みづくりなどを、国が、都道府県および各競技団体等の意見をふまえて検討すること。</p>		
(スポーツ庁)		

文部科学省（文化庁）

59. 文化財保護事業等の拡充 教育委員会

- 1 文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。
- 2 通常の重要文化財建造物等の耐震診断・耐震補強工事・防火工事に対し、国宝・世界遺産と同様に補助率の一律加算をすること。
- 3 国の文化財補助事業にかかる事務については、以前から国からの委任事務として、交付決定、変更交付決定、額の確定等を県が実施している。国による補助対象事業の増加と補助金交付要項の新設により、都道府県の委任事務が増加しているが、国による代替措置が講じられていないことから、委任事務にかかる人件費や事務費等の必要経費を交付すること。

（文化庁）

60. ユネスコ無形文化遺産への登録 教育委員会

国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含む海女漁および国重要無形民俗文化財「伊勢太神楽」・「御頭神事」を含む民俗芸能（神楽）のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を進めること。

（文化庁）

厚生労働省

61. 地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の拡充 医療保健部

地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、引き続き全ての区分に十分な配分を行い、また、地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとすること。

（厚生労働省）

62. 地域医療提供体制の充実に向けた支援 地域連携・交通部、医療保健部、病院事業庁

- 1 医療提供体制推進事業費補助金について、事業計画額を下回る交付決定が続いており、地域医療提供体制の確保に支障を来していることから、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。また、本補助金においては、厚生労働省からの内示後に事業着手が可能とされていることから、可能な限り早い時期に内示すること。
- 2 医療提供体制推進事業費補助金における「医療提供体制設備整備事業」が明許繰越しの対象外とされており、本補助金を活用した計画的な設備整備が困難であることから、新たな補助金を創設すること。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金の対象となる救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であることから、補助基準額の引上げ等による財政支援を拡充すること。
- 4 公立・公的病院は、地域の拠点病院として重要な役割を果たしていることから、周産期、救急、小児、精神医療等の不採算であっても実施することが不可欠な分野や、へき地等における政策医療を安定的に提供できるよう、社会経済情勢を適切に反映した各補助金・交付金の充実、地方財政措置の拡充等を図ること。
- 5 外国人患者を受け入れている医療機関について、未払医療費の増高が懸念されることから、さらなる未払医療費対策を図ること。
- 6 令和7（2025）年度から開始した、かかりつけ医機能報告について、医療機関および都道府県に相当の混乱が生じていることから、初年度の検証を行った上で、病床・外来機能報告も含めて、報告システムを改善すること。
- 7 医療DXの推進にあたっては、都道府県、医療機関等の意見をふまえながら、必要な技術的・財政的支援を充分に行うとともに、各システムを運用する医療機関等の関係者の負担や混乱を招かないよう、丁寧な導入に努めること。

（総務省、厚生労働省）

63.	災害時の医療提供体制の整備	医療保健部
<p>1 災害時における医療提供体制を確保するため、次のとおり補助事業の拡充を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「基幹（地域）災害拠点病院施設整備事業」におけるヘリポート整備について、補助率や補助単価の拡充、給油施設整備の補助対象への追加を図ること。 ② 「災害時拠点強化緊急促進事業」におけるヘリポート整備への補助について、補助要件を緩和すること。 ③ 耐震整備事業について、診療所を含めた全ての医療機関を対象とすること。 ④ 非常用自家発電設備事業について、全ての病院および有床診療所を対象とすること。 ⑤ 非常用通信設備整備事業について、維持費用を対象経費に含めるとともに、全ての病院を対象とすること。 <p>2 災害時にDMA Tを派遣する医療機関に対して、派遣実績に応じたインセンティブの創設を含めた新たな支援制度や仕組みを構築すること。</p> <p>3 災害時に人工透析患者へ適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した人工透析患者に関する情報共有機能の充実を図ること。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省、国土交通省）</p>		

64.	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	医療保健部
<p>1 国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、循環器病対策基本計画に基づき、国においては、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築すること。また、専門的かつ切れ目のない医療を可能とするために、医療・介護・福祉人材の育成や適正配置に係る取組を進めること。</p> <p>2 令和4（2022）年度から、モデル事業として各地に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」は、地域全体の循環器病患者の支援体制の中核を担うとともに、都道府県と連携・協力して当該都道府県の循環器病対策に寄与することが期待されていることから、モデル事業終了後もセンターの持続的な運営が可能となるよう、補助事業の見直しを行うこと。</p> <p>3 自治体を実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対する財政支援を拡充するとともに、継続的な取組を可能とするよう必要かつ安定的な財源を確保すること。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p>		

65.	がん対策の推進のための財政支援の拡充	医療保健部
<p>1 市町村におけるがん検診の受診率向上および職域等のがん検診受診状況の把握に向けて、より効果的な把握方法の検討や補助対象の拡大を図ること。</p> <p>2 がん患者が、安心して生活し尊厳を持って自分らしく生きることができるよう、自治体がアピアランスケアに関して行う事業およびAYA世代の末期がん患者の在宅療養生活を支援する事業に対して補助事業を創設すること。</p> <p>3 令和22（2040）年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けては、各都道府県および都道府県がん診療連携拠点病院に対し、適切な技術的支援および財政的支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p>		

66.	周産期医療提供体制の確保に向けた支援	医療保健部、子ども・福祉部
<p>1 産科医療機関や妊産婦等に対する補助制度について、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう、新たな補助金としての再構築、補助要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。</p> <p>2 出産費用の自己負担無償化後も安定した周産期医療提供体制を確保できるよう、地域の現状を十分に把握した上で、導入に伴う混乱の発生防止に向けた対策を講じること。</p> <p>3 助産師の養成・確保について、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の弾力化等の検討を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁）</p>		

67. 小児医療提供体制の確保に向けた支援

医療保健部

小児救急を含めた小児医療提供体制の確保に向けて、小児科標榜診療所の新規開設・事業承継・運営費等への支援とともに、地域において小児医療の拠点となる病院（小児中核病院等）の体制整備に向けた長期的・継続的な支援の拡充を図ること。

(厚生労働省)

68. 医師および看護職員の確保に向けた取組の推進

医療保健部

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。
- (2) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて、引き続き経済的インセンティブの取組を進めるとともに、診療科偏在対策についても地方の意見・実情を十分ふまえて、早急に取組を進めること。また、偏在対策を実効的なものとするため、国における十分な予算確保と財政支援を行うこと。

2 看護職員の確保に向けた取組の推進

- (1) 2040年に向けた看護職員の需給見通しの検討にあたっては、新興感染症の発生時や多様化する看護ニーズへの対応に加え、ライフイベントに伴う勤務形態の変化や離職要因等をふまえること。また、需給推計を二次医療圏や領域別のみならず、構想区域や市町村別でも分析できるよう、必要な基礎資料を提示すること。あわせて、看護職員の地域偏在に対する実効性のある支援策を示すこと。
- (2) 看護師等養成所については、18歳人口の減少や大学進学志向の高まりにより、学生の確保が困難な状況になっていることをふまえ、安定的・継続的に看護職員の確保・育成を図ることができるよう、十分な財政支援措置を行うこと。また、社会経済情勢をふまえ地域医療介護総合確保基金に係る看護師等養成所運営事業の標準単価のさらなる見直しを行うこと。加えて、令和9（2027）年未までに施設内照明のLED化が求められていることから、必要な経費の補助を行うこと。

(厚生労働省)

69. 介護サービスの提供に係る施策の充実

医療保健部

- 1 介護分野の職員の処遇改善について、令和8（2026）年度介護報酬改定により介護従事者を対象に幅広い賃上げ支援が行われるが、介護関連職種他産業との賃金格差を改善するため、さらなる処遇改善を図るとともに、制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化を図るなど、加算取得のための事務負担についても軽減すること。
- 2 令和9（2027）年度介護報酬の改定にあたっては、介護現場の実態を適切に把握し、報酬に反映すること。特に、訪問介護においては、同一敷地建物内ではなく、個々の居宅への訪問を主軸とする事業所への影響等もふまえ、事業所の規模や訪問形態等の実態に即し、必要な対応を行うこと。
また、介護サービス事業所が、事業運営を安定的・継続的に行うことができるよう、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護報酬をスライドさせる仕組みを導入すること。
- 3 施設の老朽化に対応するため、広域型施設における施設改修等についても、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の対象となるよう検討すること。
- 4 高齢者の増加に伴い、介護保険業務や認知症業務が増加している保険者に対し、地域包括支援センターの運営や認知症施策に充てられている地域支援事業交付金を増額すること。
- 5 認定調査に必要な人員に対する財政支援の創設や、認定調査等の要介護認定にかかる業務の簡素化、弾力化を行うとともに、認定申請をした被保険者が認定調査の実施前に死亡した場合であっても、救済措置の対象となるよう制度の検討を行うこと。
- 6 補聴器の早期装用による認知症の予防について、国としても予防効果を検証のうえ、効果が見込まれるようであれば、補助制度の創設などの支援策を検討すること。
- 7 高齢者施設において、簡易トイレをはじめ災害への備えに必要な設備・物品等の整備が進むよう、介護事業所等に対するサービス継続支援事業を充実した上で、次年度以降も継続すること。
- 8 通所系サービスの計画において入浴介助の提供が位置付けられている場合に、利用者の体調不良により、入浴介助の代わりに清拭介助を行ったケースであっても、入浴介助に準ずるものとして、加算の算定対象となるよう現行の取扱いを見直すこと。
- 9 地域医療介護総合確保基金（介護分）について、事業を適切に執行するため、必要な財源を確実に確保するとともに、年度の早期の段階で内示を行うこと。

（厚生労働省）

70. 介護人材の確保に向けた施策の充実

医療保健部

- 1 廃止の方向で検討されている介護支援専門員の資格更新制度について、見直しの実施時期や新たな研修体系を可能な限り早期に示すこと。
また、資格更新制度が廃止される場合、研修の質の確保や講師確保の観点から全国一律で研修を実施するなど、都道府県に負担が生じないよう実施方法を検討すること。
- 2 地域医療介護総合確保基金について、介護福祉士や社会福祉士をめざす学生に対しては、大学で奨学金の貸与を受けた学生に対する助成事業の対象事業への追加、介護施設等に対しては、外国人留学生の確保に向けた奨学金の貸与や給付に対する補助率の拡大、外国人材の入国や採用に係る初期費用等に対する補助の追加など、地域の実情に応じた活用ができるよう見直しを行うこと。
- 3 介護福祉士修学資金等貸付制度について、安定的に事業が実施できるよう、貸付原資の財源を確保するとともに、都道府県への交付を早期に行うこと。
- 4 介護職員の負担軽減及び業務の効率化のため、介護ロボットやICT機器など介護テクノロジー導入にかかる需要が増加していることから、導入支援に必要な財源を確保すること。
- 5 介護現場の生産性向上を推進するためには、事業者への相談対応や研修会開催等を行う介護生産性向上総合相談センターによる継続的な支援が必要であることから、財政支援を引き続き行うこと。

（厚生労働省）

71.	新興感染症に備えた対応	医療保健部
<p>1 新興感染症に備えた対応について、令和6（2024）年度診療報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症全般を対象とした恒常的な対策へと見直しが行われたが、令和8（2026）年度診療報酬改定も含め、現状の診療報酬では十分に評価されているとは言えないことから、診療実態をふまえ、必要な感染予防対策等にかかるコストを恒常的な感染症対応として適切に評価するとともに、昨今の物価高騰も考慮したうえで新興感染症に対応できる医療提供体制等の維持・さらなる拡大を促すため、令和10（2028）年度診療報酬改定を含めた継続した見直しと充実を行うこと。</p> <p>2 新興感染症の発生に備えた対策として、協定締結医療機関等が実施する施設・設備整備に係る財政支援を継続・充実させるとともに、個人防護具等の備蓄物資についても新たに財政支援を行うこと。</p> <p>3 新興感染症発生・まん延時の対策として、県は協定締結医療機関等に対して、必要な費用を負担する必要があるため、国は地域における医療提供体制の確保に対して迅速かつ十分な財政支援を行うこと。また、新興感染症への対応は国全体の問題であることから、国の責任において全額国費負担とすること。</p>		
（厚生労働省）		

72.	結核医療提供体制の推進	医療保健部
<p>1 結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供するため、結核診療に係る財政支援を行う制度を創設すること。</p> <p>2 結核医療を担う医師を育成するための体制整備や財政支援を行うこと。</p> <p>3 外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新たな治療薬の開発を推進すること。</p>		
（厚生労働省）		

73.	予防接種の推進	医療保健部
<p>1 おたふくかぜワクチンについて早期に定期接種化を図ること。</p> <p>2 小児におけるRSウイルス感染症の予防に係る抗体製剤について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</p> <p>3 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンおよび不活化ポリオワクチンの追加接種の定期接種化について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</p> <p>4 男性へのHPVワクチン接種の定期接種化について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</p> <p>5 造血幹細胞移植後の予防接種のあり方について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</p> <p>6 令和8（2026）年度より予定されている予防接種事務のデジタル化について、デジタル化に対応できない高齢者等に配慮するとともに、デジタル化により、結果的に国民・自治体・医療機関および関係団体の負担が増大することのないよう、自治体・医療機関・医師会等関係団体の意見を聞き取り、丁寧に実施すること。</p> <p>7 令和7（2025）年度から定期接種に位置付けられた帯状疱疹ワクチンについて、対象年齢の検討を継続して行うこと。</p> <p>8 新型コロナウイルスワクチンや帯状疱疹ワクチン等の定期接種について、国の責任においてさらなる財政支援を行うこと。</p>		
（厚生労働省）		

74.	健康づくりの推進	医療保健部
<p>本県が地域の実情に応じて創意工夫をして取り組んでいる健康づくりの取組など、地方自治体の取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保し、支援すること。</p>		
（厚生労働省）		

75.	妊婦健康診査における歯科健康診査の実施	医療保健部、子ども・福祉部
<p>妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。</p>		
<p>(厚生労働省、こども家庭庁)</p>		
76.	難病対策の充実	医療保健部
<p>1 指定難病の調査・研究はもとより、指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れられるよう検討すること。</p>		
<p>2 小児慢性特定疾病医療費助成の受給者が成人後も切れ目のない医療が受けられるように、小児慢性特定疾病医療費と特定医療費の一体化を検討すること。</p>		
<p>(厚生労働省)</p>		
77.	医療費助成制度の充実	医療保健部
<p>地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置を行うこと。</p>		
<p>(厚生労働省、こども家庭庁)</p>		
78.	薬剤師確保に向けた取組の推進	医療保健部
<p>1 薬剤師確保の取組について、薬剤師偏在指標に応じた地域医療介護総合確保基金の重点的な配分を行うとともに、偏在の解消に資する制度整備を進めること。</p>		
<p>2 薬剤師確保の取組を進めるために都道府県が活用できる統計値や指標を増やすとともに、病院、薬局勤務以外の業態の薬剤師についても、国として確保方針を示すこと。</p>		
<p>(厚生労働省)</p>		
79.	災害時の薬局機能を維持するための体制の整備	医療保健部
<p>1 災害時においても薬局機能を維持するため、非常用自家発電設備整備事業および非常用通信設備整備事業について、災害時に拠点となる薬局を補助対象として追加するなど補助制度を拡充すること。</p>		
<p>2 DMAT等活動支援事業について、災害薬事コーディネーターも補助対象として追加すること。</p>		
<p>(厚生労働省)</p>		
80.	麻薬卸売業者による都道府県を超えた医療機関等への譲渡に係る規制緩和	医療保健部
<p>医療用麻薬の安定供給に資するなど、麻薬卸売業者が都道府県を超えた医療機関等へ譲渡する合理性がある場合は、譲渡を可能とする規制緩和を行うこと。</p>		
<p>(厚生労働省)</p>		

81. **地域共生社会の実現に向けた包括的支援等** 子ども・福祉部

- 1 全ての市町において、地域の実情に応じた、包括的な支援体制の整備が進むよう、具体的な整備手法を明らかにするとともに、市町の体制整備や取組に対する持続的な財政支援を実施すること。
重層的支援体制整備事業については、厚生労働省が、各分野の支援関係機関や支援者の連携体制の構築・強化を目指す期間として示した概ね10年程度については、補助基準額や補助率を下げることなく、安定的かつ恒常的な財政措置を行うこと。
- 2 民生委員・児童委員のなり手確保に向け、現任委員や、自治会および地方自治体の意見を十分にふまえつつ、就業しながらも民生委員・児童委員として活動できる環境を整備するなど、時代の変化に即した持続可能な制度へ見直すこと。
- 3 頼れる身寄りがいない高齢者等への日常生活支援や入院・入所手続、死後事務支援などの提供に向けて、社会福祉法を改正し、都道府県社会福祉協議会による実施が検討されているが、事業の実施にあたっては、十分な準備期間を設けるとともに人員体制整備や人材育成に必要な財政措置を講じること。
- 4 福祉活動指導員および福祉活動専門員については、地域福祉の課題が複雑化・複合化する中、活動分野の拡大、多様化が進み、多くの人員を配置している現状を考慮し、地域福祉の推進を図る観点から、さらなる財政措置（地方交付税措置）を講じること。

（厚生労働省）

82. **生活保護世帯における冷房器具購入に関する取扱いの緩和等** 子ども・福祉部

- 1 冷房器具購入に対する一時扶助の要件について、保護開始時又は転居時に限定されているため、これを世帯の状況の変化により、保護の実施機関が必要性を認めた場合において支給できるよう、要件を緩和すること。
- 2 冷房器具購入および使用を促進し、健康管理を支援していくため、電気代の負担軽減となるよう、夏季加算を創設すること。

（厚生労働省）

83. **障がい者の地域生活支援** 地域連携・交通部、子ども・福祉部

- 1 県や市町における障がい福祉事業の推進に向けて以下のとおり補助制度の充実を図ること。
 - ① 重症心身障がい児・者を対象とした生活介護や共同生活援助などのニーズの高い障害福祉サービス事業を行うための施設整備費について十分な財源を確保すること。
 - ② 障がい者スポーツの普及・啓発や芸術文化活動の推進など障がい者の自立と社会参加を促進するために必要な経費に対して十分な財政措置を講じること。
 - ③ 「地域生活支援事業」や「地域生活支援促進事業」等について、県や市町の事業実施に支障が生じないよう、十分な財源を確保すること。
- 2 障害福祉サービス事業所の安定的な運営に向けて以下のとおり報酬制度の改善をすること。
 - ① 物価高騰や賃金の上昇への対応として報酬のさらなる増額を行うこと。
 - ② 共同生活援助や生活介護など障がい者の地域生活を支援する事業所のさらなる報酬の増額や報酬体系の整備を行うこと。
 - ③ 複雑化した報酬体系等に効率的に対応するため、事業所における指定等申請事務や自治体における確認事務に係る事務の効率化など負担軽減策を講じること。
- 3 介護人材の確保が困難な状況が深刻化する中、外国人介護人材の確保策の拡充が必要となっているため、障がい福祉分野における支援制度を創設すること。
- 4 医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域において必要な支援を受けられるよう、令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の見直しも含め、支援体制の整備や人材確保のための継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- 5 障害者総合支援法の対象でもある難病患者への支援制度や、通所施設への通所に要する交通費に対する助成制度など制度の谷間が生じないよう制度を検討すること。

（こども家庭庁、スポーツ庁、厚生労働省）

84. 人権が尊重される社会づくりの推進

環境生活部

- 1 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 2 人権教育・啓発に関する施策を充実強化し、地方自治体が主体的な取組による時機に合致した効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 3 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターの役割を果たすため、隣保館の運営に関して必要な費用について十分な財政措置を講じること。また、隣保館の老朽化対策のため、地方改善施設整備事業が計画的に進むよう、確実な財源措置を講じること。

(法務省、厚生労働省)

85. 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

農林水産部

- 1 農林水産業と福祉分野の連携のさらなる拡大に向け、「工賃向上計画支援等事業特別事業」について国の定額補助とするとともに、予算を十分に確保すること。
- 2 農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口等の設置・運営など、都道府県および地域段階における農福連携の推進体制の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保し、継続すること。
- 3 農林水産業と福祉をつなぐコーディネーター人材を育成・確保するため、
 - (1) 農林水産省の農福連携技術支援者の認定制度について、農業と福祉をつなぐ知識と経験を有する受験者は、認定試験を受験する際は研修を免除するなど、弾力的な運用を行うこと。
 - (2) 農福連携技術支援者の活動に対する報償制度を創設すること。
- 4 農福連携の認知度の向上に向けた国民的運動を国をあげて展開するとともに、農福連携により生産されたノウフク J A S 商品の販売促進に向けた全国的な P R や福祉事業所等の認証取得支援を実施すること。
- 5 農作業に従事する障がい者の適切な体調管理や作業支援につながるスマート技術の導入を支援し、活用を促進すること。

(厚生労働省、農林水産省)

農林水産省

86. 食料安全保障の確保に向けた水田政策の見直し

農林水産部

令和9（2027）年からの新たな水田農業政策については、

- 1 米、小麦、大豆等を作付けする農業者が安定的かつ持続的な経営が行えるよう、小麦、大豆等においても十分な所得が確保できる制度とすること。
- 2 生産性向上の支援については、作付面積や単収向上、品質向上などの実績に応じた支援とするなど、これまでの農業者の経営努力も評価される制度とするとともに、速やかに制度内容を提示し、予算を十分に確保すること。

(農林水産省)

87. 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化の推進

農林水産部

中長期的かつ明確な見通しの下、切れ目なく防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に進めるため、令和7（2025）年6月に策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく施策に必要なかつ十分な予算を別枠で確保すること。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水対策の一翼を担っている排水機場の耐震化および長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。
- 2 台風や近年の局地的な豪雨および地震などにより山地災害の危険性が増す中、災害に強い森林づくりを推進するための「治山事業」や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に推進するための「林道整備事業」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港施設・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進め、漁村地域や漁業者の安全・安心を確保できるよう、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。

（農林水産省、内閣官房、財務省）

88. 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化

農林水産部

- 1 家畜伝染病の発生予防対策について、衛生管理に必要な施設や消毒機材の整備が進むよう、「消費・安全対策交付金」の補助率を引き上げること。
- 2 家畜伝染病発生時の防疫作業の実施にあたり、都道府県が民間事業者を円滑に活用できるよう、国において新規事業者の参入を促進するとともに、従事可能事業者のリストの充実を図ること。また、家畜所有者が実施する防疫作業に係る経費を軽減できるよう「患畜処理手当等交付金」の補助率を引き上げること。
- 3 家畜伝染病発生により、防疫作業を実施した農場に対し患畜等の「患畜処理手当等交付金」が適切に交付されるよう、手当金の評価額算定の判断基準を公表するとともに、手当金を減額する場合は、理由と算定基準を明記すること。また、早期の経営再開に向け、農場に交付される手当金等は非課税とすること。
- 4 家畜伝染病の発生による出荷頭数の減少に伴う食肉・食鳥処理施設の経済的損失を補償する制度を創設すること。
- 5 豚熱については、野生イノシシ間で流行する豚熱ウイルスの清浄化に向け、国において方針や行程表を明らかとするとともに、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン野外散布に必要な予算を確保すること。
- 6 アフリカ豚熱については、
 - (1) 国内への侵入に備え、国は海外からの肉類持ち込み禁止などの水際対策を強化するとともに、ワクチンの開発など予防対策を早急に進めること。
 - (2) 予防的殺処分を行う場合には、国が中心となり、人的支援や広域での応援体制を構築するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (3) 予防的殺処分を実施した養豚農場の事業再開および経営の早期回復に必要な支援策を充実すること。
 - (4) 国の示す「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」について、各都府県の防疫演習等で明らかになった課題等をふまえ現場の実態に即して必要な見直しを行うこと。

（農林水産省）

- 1 中東情勢の緊迫化に伴う、ナフサ由来の化学製品を原料とする資材供給の不安定化や価格高騰について、適時適切に情報収集を行い、農林水産事業者への影響について検証のうえ、必要な対策を速やかに講ずること。
- 2 長期化する物価高の影響を受ける農業者・漁業者の経営安定を図るため、
 - (1) 農業近代化資金の無利子化・保証料免除の金融支援を拡充すること。
 - (2) 漁業近代化資金の5号資金を対象とした無利子化や保証料免除について、これらの支援措置が漁業近代化資金の全ての種類に適用されるよう制度を拡充すること。
 - (3) 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げや無利子化措置の支援措置を拡充・継続すること。
 - (4) 収入保険制度について、リスク分散を実践している大規模経営体に対する補償限度額を引き上げる仕組みを設けるなど、補償内容の見直しを行うこと。また、農業者の負担軽減を図るため、保険料等に係る国の負担割合を引き上げること。
- 3 農林水産事業者の収入安定を図るセーフティネットについて、農林水産業を取り巻く現下の状況をふまえ、制度の充実や要件の緩和、新たな制度の創設を図ること。
 - (1) 「施設園芸等燃料価格高騰対策」の「セーフティネット構築事業」について、燃料価格の高止まりが続く状況においても支援が発動するよう発動基準価格の算定方法を見直すこと。
 - (2) 「畜産経営安定対策」について、生産コストの急激な上昇が支援金の算定に十分反映されるよう見直しを図るとともに、生産者負担割合の軽減を図ること。また、「配合飼料価格安定制度」について、飼料価格の高止まりが続く状況においても補填金が支払われるよう制度を見直すとともに、自家配合飼料原料や粗飼料を対象とした制度を創設すること。
 - (3) 燃料価格や電気・ガス料金の高止まりにより影響を受けている畜産農家、食品流通の要となる食肉処理施設や卸売市場、穀類乾燥施設等の共同利用施設、並びに農業水利施設を管理する土地改良区等に対する支援策を講ずること。
 - (4) 肥料価格の上昇に対応する恒常的なセーフティネットの制度を創設すること。
 - (5) 特用林産について、きのこ原木の不足によりほだ木原木および菌床用おが粉の価格が高止まりしている状況をふまえ、適正な価格転嫁が定着するまでは、生産資材に対する助成施策を長期的に継続すること。
 - (6) 燃油価格や配合飼料価格の高騰時の影響を緩和する「漁業経営セーフティネット構築事業」について、予算を十分に確保すること。特に配合飼料については、価格の高止まりにより漁家経営を圧迫していることから、国の負担割合を引き上げるとともに、価格高騰があった際には柔軟な制度運用を図ること。また、「漁業経営セーフティネット構築事業」対象外の品目についても物価高の影響を受けているため、漁業経営への負担軽減のための支援を行うこと。

(農林水産省)

- 1 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目である、かんきつ、茶、牛肉の輸出拡大に向け、海外の規制やニーズへ対応する積極的な取組を後押しするための、国における支援の充実・継続を図ること。
また、水産物については、新興国や海外の地方都市への販路開拓など、輸出先の多角化に向けて重点的に支援すること。
- 2 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を促進し、生産基盤の維持・強化を図る輸出産地を支援する「GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。

(農林水産省)

91. 農業の生産振興を支える体制づくりに係る支援の充実・強化

農林水産部

- 1 米の需要に応じた増産の実現に向け、節水型乾田直播技術や再生二期作技術など、稲作の大幅なコスト低減に資する技術の確立と、現場への普及拡大に必要な機器等の導入に対して十分な支援を行うこと。
- 2 県において、稲・麦・大豆の優良種子を農業者に安定的に供給できるよう、優良種子の生産に対する財政支援を継続すること。
- 3 市町が、地域計画のブラッシュアップの業務の効率化に向け、県および農地中間管理機構と連携して行う、農地所有者や担い手農業者の意向把握やとりまとめ業務について、AIを活用した自動化を図る実証などに対して財政的な支援を行うこと。
また、市町における地域計画の作成・変更から公表までの作業の効率化と、農地探索等の利便性の向上を図るため、「全国農地ナビ」に地域計画の作成・公表の機能を持たせるなど、システムの改修を行うこと。
- 4 地方公共団体情報システムの標準化への移行に伴う「農業委員会サポートシステム」の改修を早期に完了すること。また、「農業委員会サポートシステム」が改修されるまでの間のデータ変換等に要する費用への支援を行うこと。
- 5 農業を担う者が不在の農地を対象に、参入希望者を公募し、参入の実現に向けて伴走支援を行う「農業版ビジネスプランコンテスト」の取組に対する支援を行うこと。
- 6 畜産農家の経営安定を支える産業動物獣医師の確保を図るとともに、家畜共済診療所への財政支援を行うこと。
- 7 生鮮食料品の流通が多様化する中、農畜産物の基幹流通を担う卸売市場の卸売事業者等の経営安定を図るため、物流業界の労働力不足等に起因するコスト増に対する支援を行うこと。
- 8 農畜産物の供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けて、食料システム法に基づく実効性のある取組を着実に進めること。
- 9 国産農畜産物の消費拡大に向けた国民理解の増進に国を挙げて取り組むとともに、各都道府県における食品の付加価値向上の取組や地産地消の推進、とりわけ「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」を契機とした学校給食における地場産物の導入につながる支援に必要な予算を十分に確保し継続を図ること。

(農林水産省)

92. 農業者等の収益力強化や経営安定に向けた支援の充実・強化

農林水産部

- 1 「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」について、共同利用施設の再編集約・合理化が進むよう予算を十分に確保すること。また、「再編集約・合理化のさらなる加速化」について、国費のみで補助率を引き上げられるよう制度を見直すこと。
- 2 「強い農業づくり総合支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「担い手確保・経営強化支援事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」、「国内肥料資源利用拡大対策事業」について予算を十分に確保し継続を図ること。
- 3 「水田活用の直接支払交付金」について、予算を十分に確保し地方に配分すること。また、「戦略作物助成」において、酒米として使用される加工用米の交付単価の見直しや酒造好適米が当該交付金の対象となるよう制度の充実を図ること。
- 4 「経営所得安定対策等推進事業」について、予算を十分に確保し地方に配分すること。
- 5 「環境保全型農業直接支払交付金」について、農業者が安心して環境保全型農業に取り組めるよう、予算を十分に確保すること。また、令和9（2027）年度からの新制度が地域の実情に即した制度となるよう検討を進めるとともに、新たな制度に余裕をもって取り組めるよう、速やかに制度内容を提示すること。
- 6 「農地利用効率化等支援事業」について、地域計画に位置付けられた担い手が必要な支援を受けられるよう、予算を十分に確保し継続を図ること。
また、地域営農の継続が図られるよう、事業採択のポイント加算について、地域の資源や特徴を生かした挑戦的な取組が評価されるような項目を設けるとともに、担い手の確保が困難な中山間地域等においては、地域計画に位置付けられた小規模な個人農業者も支援対象とするなど要件を見直すこと。
- 7 「新規就農者育成総合対策」について、資金交付要件を満たす新規就農者に資金を交付できるよう、予算を十分に確保し地方に配分すること。また、年齢や性別、国籍等を問わず、多様な担い手が農業分野で活躍できるよう、労働環境や生活環境の整備に対する支援の充実を図るとともに、地域農業を支える農業支援サービス事業体の経営継続に向けた支援を充実すること。

(農林水産省)

93. **農業農村整備事業の支援の充実** 農林水産部

- 1 人口減少に伴う農業者の減少等が不可避となる中、農業の持続的発展を図るためには、農業インフラの適切な保全管理を持続的に行うことは必要不可欠であることから、施設管理者を支援する仕組みを構築すること。
- 2 気候変動の影響に伴い、渇水・高温のリスクも高まっていることから、渇水・高温対策に関する支援の充実を図ること。
- 3 公共事業等債を活用して実施する排水機場等の防災対策に要する地方負担について、ため池対策と同様の地方財政措置を講じること。
- 4 国営かんがい排水事業で造成した安濃ダムの堆砂対策について、引き続き、国が主体的に検討を進めるとともに、国営事業の早期事業化を着実に推進すること。
- 5 中山間地域の振興に資する基盤整備の推進に向け、事業の効果に応じた受益者への定額助成や補助率の引き上げなど、きめ細かな支援を充実すること。
- 6 連携管理保全計画の策定経費の補助額を受益面積等に応じたものに見直すとともに、取組の実効性を確保するため、予算面でのさらなる支援をすること。
- 7 国が推し進める食料安全保障対策や第1次国土強靱化実施中期計画に基づく施策等を強力かつ計画的に進められるよう、必要な予算を当初予算で確保するとともに、地方財政措置の充実を図ること。

(農林水産省)

94. **活力ある持続可能な農村の振興に向けた支援の充実** 農林水産部

- 1 水田政策の見直しの方向性が示される中、「多面的機能支払」および「中山間地域等直接支払」の見直しにあたっては、地域の実情をふまえた制度設計となるよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 令和7年度に「防災・減災地域共同活動支払交付金」が創設され、地域の共同活動で行う農業用排水施設の補修・更新等が防災・減災対策に寄与することから継続した制度とすること。

(農林水産省)

95. **森林資源の循環利用と花粉発生源対策の推進に向けた支援** 農林水産部

森林資源の循環利用や花粉発生源対策の推進に向けて、主伐後の再生林、スギ人工林の植替え、森林の保育のための間伐、木材の搬出に向けた路網整備等を着実に進めるため、「森林整備事業」における予算を十分かつ安定的に確保すること。

(農林水産省)

96. **森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援** 農林水産部

- 1 2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に寄与するとともに、持続的な林業・木材産業のグリーン成長を図るため、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」において、スマート林業・DXの推進、担い手の確保・育成、林業・木材産業の生産基盤強化など、川上から川下に至る総合的な支援策が講じられるよう、十分かつ安定的な財源を確保すること。
- 2 国際的な人材確保・育成を目的とする新たな育成就労制度および特定技能制度において、林業・木材産業での外国人の受け入れが円滑に行われるよう、制度の周知などを行うとともに、労働安全に関する教育および受け入れ環境の整備を進めること。
- 3 担い手不足の解消に向け、林業事業者等の労働力確保が円滑に進むよう、「特定地域づくり事業協同組合」の労働者派遣事業について、地ごしらえや植栽業務における適用除外業務の範囲を見直すこと。
- 4 より多くの新規就業者の確保機会を創出するため、「緑の雇用」担い手確保支援事業における「森林の仕事ガイダンス」の継続とさらなる強化を進めること。

(総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)

97. 水産業および漁村の振興に向けた支援

地域連携・交通部、農林水産部

- 1 本県では、黒のりの色落ちやアサリ等の重要資源の減少が深刻な状況となっていることから、「豊かな漁場環境推進事業」の予算を十分に確保し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を推進するとともに、「きれいで豊かな海」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。
- 2 意欲ある若者の漁業への就業と定着を図るため、「経営体育成総合支援事業」について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、定着率が高い漁家子弟の就業が促進されるよう要件を緩和すること。また、スマート機器等の導入により、生産性向上や省力化を図ることを目的とする「スマート水産業普及推進事業」について予算を十分に確保すること。
- 3 食の安全・安心の確保に向け、「消費・安全対策交付金」を充実し、都道府県が実施する貝毒検査の費用について、必要な予算を措置すること。また、貝毒発生の原因究明・対策に向けた調査研究を行うこと。
- 4 養殖業の生産性向上を図るため、海洋環境の変化に適応した養殖品種や養殖管理技術の開発、疾病発生予防に向けたワクチン改良に取り組むとともに、新魚種導入に向けて都道府県間の連携を強化すること。
- 5 養殖業の経営安定を図るため、養殖共済の補償内容の充実を図ること。また、高騰している魚粉の代替飼料の開発を加速し、早期に供給体制の構築を図ること。
- 6 海洋環境の変化により漁業経営が不安定化する中、「漁船リース事業」や「新リース事業」等の直接補助事業は重要であるため、制度を継続すること。特に、「漁業経営改善制度」については、「漁業経営基盤強化金融支援事業」および「漁業者保証円滑化事業」の予算を十分に確保すること。
- 7 資源管理の円滑な推進のため、TAC対象魚種の拡大にあたっては、地域の実態に応じた資源評価を行い、検討会等を通じて漁業者や都道府県に丁寧に説明するとともに、意見を集約し制度の運用に反映させること。また、TACの配分については、資源特性や漁獲実態を十分に考慮し、資源量に応じて配分を見直すなど柔軟な制度運用を行うこと。
- 8 近年、急速に減少が進む藻場を迅速に再生するため、高水温や食害への対策等の藻場再生に係る技術開発をより一層推進すること。
- 9 漁業活動に支障となる放置船について、地域の実情をふまえ、放置船の発生を抑制する効果的な対策を検討すること。また、漁港・漁場区域内における廃船処理対策が円滑に行われるよう事業制度の要件を緩和すること。

(農林水産省)

経済産業省

98. 四日市コンビナートの競争力強化に向けた支援

雇用経済部

四日市コンビナートは、半導体産業や自動車産業など、中部地域を支える素材・エネルギーの重要な供給拠点となっているが、国内需要の減少、エネルギーコストの増加、脱炭素化への変革など、事業環境が大きく変化している。これらの変化に対応し、今後も競争力を維持・強化していくため、以下の措置を講じること。

- 1 水素・アンモニア等の脱炭素エネルギーの利活用やサプライチェーン構築に向けた受入・供給拠点の整備等について、副生ガスの利活用や価格転嫁などの面から、発電やモビリティ等の分野に比べて難易度が高く、時間を要する石油化学産業の特性もふまえ、2030年度以降も見据えた中長期の支援を講じること。
- 2 カーボンニュートラル社会へのトランジション期や昨今の中東情勢のように国際情勢が不安定な場合においても、石油化学コンビナートとしての機能を維持・強化し、国民生活を支える石油化学製品を安定的に供給するため、原油やナフサ等の安定調達、生産設備の老朽化対策や安定操業を支える工業系専門人材の確保・育成に向けた支援を充実させること。また、コンビナート内遊休地の有効活用を促すための規制緩和や支援を講じること。

(経済産業省)

99.	自動車産業を取り巻く事業環境変化への対応等の取組に対する支援	雇用経済部
<p>自動車産業を取り巻く事業環境変化への対応等の取組を支援するため、「自動車部品サプライヤー業態転換支援事業」（ミカタプロジェクト）を継続・拡充し、自動車部品メーカーによるEV事業への業態転換だけでなく、自動車産業から異分野への進出や異分野から自動車産業への参入についても支援を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>		
100.	洋上風力発電の導入拡大及び関連産業の育成に向けた支援	雇用経済部
<ol style="list-style-type: none"> 1 洋上風力発電の事業環境の安定性を担保する取組を講じること。 2 国の浮体式洋上風力発電実証事業（G I 基金）の着実な実施を図ること。 3 地域における洋上風力関連産業の育成に向けた支援策について検討すること。 <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>		
101.	地域の不安解消につながる太陽光発電等の規制強化	政策企画部、雇用経済部、環境生活部、農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーの導入においては、地域の理解のもと、自然・生活環境や景観との調和、適切な土地利用が図られるよう、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実施するとともに、実施状況を検証し、必要な場合には許可手続や立地規制を課す制度を導入するなど、不断の見直しを行うこと。 2 再生可能エネルギー事業の監視については、事業の開始から終了までの事業段階ごとに発電事業者への指導等を実施するために必要な情報を関係者間で共有する仕組みを検討すること。 3 洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入においては、地域の理解や協力が必要であることから、立地自治体への財政的支援など立地地域に利益が還元される仕組みを検討すること。 4 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電など、新たな脱炭素の技術・製品の実用化に資する取組を加速すること。 <p style="text-align: right;">（経済産業省、資源エネルギー庁、環境省）</p>		
102.	陶磁器産業等の原材料確保に向けた支援	雇用経済部
<ol style="list-style-type: none"> 1 陶磁器産業が土鍋等の優れた耐熱陶器の生産を継続するため、主要な原材料であるペタライトの安定的な確保や原材料の研究開発について支援を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> （1）アフリカ・ジンバブエ共和国から日本への安定的な輸出のための支援を継続すること。 （2）ペタライト使用量の低減化など資源の有効活用等にかかる研究を支援すること。 2 伝統産業の原材料の不足や価格高騰等の問題に対し、引き続き包括的な対応策を講じること。 <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>		
103.	適正取引・価格転嫁を実現する中小企業・小規模企業支援対策のさらなる強化	雇用経済部
<p>中小企業・小規模企業が物価上昇を上回る賃上げを実現するため、収益力を向上させ、持続的な賃上げの原資を確保できるよう、引き続き、取引環境の整備に必要な対策に取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省（中小企業庁）、公正取引委員会）</p>		

104. 地域公共交通への支援の拡充

地域連携・交通部

県民の生活を支える地域公共交通の維持・活性化のため、国の支援の拡充を図ること。

- 1 (1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、補助要件を見直すなど、支援の拡充を図ること。
- (2) 地域旅客運送サービス継続事業および地域公共交通利便増進事業について、地域公共交通計画の計画期間満了後、次期計画に位置付けることで、十分な事業期間を確保できるよう制度を見直すこと。
- (3) バス・タクシーのドライバー確保に向けて、国による交通事業者の第二種免許取得経費等への支援に係る十分かつ継続的な予算確保や、地方自治体が独自に実施する取組を支える制度を創設すること。
- 2 地域鉄道等の維持・活性化に向け、自治体と鉄道事業者等が連携して利便性向上や利用促進などの多様な取組を持続的に実施できるよう、取組を支援する制度の創設、必要な予算の確保を図ること。
- 3 地方自治体が自動運転レベル4実装に向けた取組を進めることができるよう、十分な財政支援を行うこと。
- 4 離島航路の維持・活性化のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の算定について、航路運航事業者の全事業の収支状況に関わらず、離島航路のみの収支による算定方法となるよう制度の見直しを図ること。
- 5 燃料価格の高騰などの影響を受けている交通事業者に対して、運行継続に向けた財政支援を行うこと。

(国土交通省)

105. 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現や利用促進に向けた取組等への支援

地域連携・交通部

中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向けた支援を行うとともに、利用促進に向けた取組等への支援を行うこと。

- 1 「中部国際空港の将来構想」の第1段階である令和9（2027）年度の代替滑走路整備に向けて、引き続き十分な財政支援を行うこと。
- 2 航空ネットワークを一層充実させるため、アウトバウンドおよびインバウンド双方向の利用促進、空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。
- 3 中部国際空港へのアクセス（バス、航路等）の充実に向けて、必要な措置を講じること。

(国土交通省)

106. 地籍調査の推進

地域連携・交通部

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、地方が必要とする予算を確保すること。
- 2 南海トラフ巨大地震等の津波浸水想定区域における地籍調査のさらなる推進を図るため、地籍調査費負担金による当該区域への重点的な予算措置を行うこと。
- 3 国土調査法19条5項指定申請が推進されるよう、地籍整備推進調査費補助金の地域要件を拡大すること。また、19条5項指定申請に係る市町や県が負担する経費について、特別交付税措置の対象とすること。
- 4 遅延地区における再調査に関する国庫負担金・補助金の要件を緩和すること。

(国土交通省)

107. 水道施設の整備等に向けた支援の拡充

環境生活部

- 1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、水道事業者が計画的に水道施設整備を実施できる採択基準を採用すること。また、補助率・交付率の引き上げを行うこと。
- 2 水道スマートメーターの早期導入に向けた環境を整備すること、および財政支援を拡充すること。

(国土交通省)

108. 既存水道施設の耐震化・老朽化への支援

企業庁

水道事業者等の厳しい経営環境も踏まえ、安定給水確保のため、水道施設耐震化推進等の災害対策の充実が図られるとともに、老朽化した既存水道施設の建設改良、更新事業が促進されるよう、採択要件の緩和や補助率の改善等の財政支援措置の充実を図ること。

(国土交通省)

109. 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

県土整備部

- 1 能登半島地震でも確認された海上輸送の重要性を踏まえ、港湾施設の地震対策の予算を確保すること。
能登半島地震の液状化による被害を踏まえ、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策の予算を確保すること。
- 2 津波や高潮等の災害時における二次被害を防止するため、実情を踏まえ放置艇の発生を抑制する有効な対策制度や仕組みの構築を検討すること。
一般海域を含めた海域に対する放置艇対策への支援制度、予算措置の拡充を図ること。
各水域管理者が情報共有、広域的な対策を行う仕組みの構築を検討すること。
- 3 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の早期全面開園をめざし、七里の渡し地区の早期工事着手を図ること。
- 4 交流・連携の拠点となる都市公園の整備・老朽化対策に必要な予算を確保すること。
地域の防災機能向上に資する避難地等の整備に必要な予算を確保すること。
- 5 大規模自然災害への備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。
- 6 通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。
- 7 ゆとりある「駅まち空間」の形成に必要な予算を確保すること。
ウォークアブルな空間の形成に必要な予算を確保すること。
- 8 地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、直轄事業において地域建設企業への受注機会の確保を図ること。
幅広い社会的要請に応えるため、一般管理費率に必要な経費を反映させることや補助の創設を行うこと。
近年の異常気象や資材価格の高騰を踏まえた積算とするため、現場条件を反映した歩掛の一層の拡充やスライド条項運用マニュアルの見直しを進めること。
- 9 市町が「防災集団移転促進事業」を積極的に活用できるよう、要件の緩和や補助対象経費の範囲を拡大すること。
- 10 市町において事前復興準備の取組及び事前復興まちづくり計画の策定が広く推進されるよう、計画の法的位置づけの明確化、技術的・人的支援の強化を図ること。

(財務省、国土交通省)

110. 安全で快適な住まいまちづくりの推進	国土整備部
<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震性が不十分な住宅を解消するため、必要な予算の確保と住宅の耐震改修工事への補助限度額を更に増額すること。 2 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、建築物耐震対策緊急促進事業の必要な予算の確保と補助限度額の拡充を行うこと。 3 危険な空き家の解消や空き家の流通促進のため、空き家対策に関する必要な予算を確保すること。 安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。 <p style="text-align: right;">(財務省、国土交通省)</p>	

国土交通省（観光庁）

111. インバウンド含む旅行者の受入環境の充実に向けた支援	観光部
<ol style="list-style-type: none"> 1 高付加価値旅行者のニーズに対応できる質の高いローカルガイド人材の確保・育成と活躍機会の創出に取り組むこと。 2 津波警報の発表など災害時の観光地における旅行者への迅速かつ適切な対応及び情報提供に向け、さらなる支援を行うこと。 <p style="text-align: right;">(観光庁)</p>	

環境省

112. 2050年ネット・ゼロの実現に向けた施策の推進	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策計画において、令和8（2026）年度からの5年間で地域脱炭素の実行集中期間として新たに位置づけられていることから、地域脱炭素を一層推進するための大規模かつ安定的な財政措置を講じること。 2 地域と共生した再エネ設備の導入を促進するため、地域脱炭素化促進事業制度における地方公共団体のインセンティブを拡大すること。 3 地域における温室効果ガス排出量を迅速かつ正確に把握するため、統計資料の早期提供を行うとともに、小売電気事業者ごとの都道府県および市町村別電力需要実績等の情報について開示する仕組みを構築すること。 <p style="text-align: right;">(資源エネルギー庁、環境省)</p>	

113. 海岸漂着物対策の推進	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策にあつては、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保し、当該補助金に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。 2 伊勢湾流域圏の自治体を実施する普及啓発事業については、発生源への直接的なアプローチであるため、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る補助対象とすること。 <p style="text-align: right;">(環境省)</p>	

114. 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> 1 「きれいさ」と「豊かさ」が調和・両立した伊勢湾の実現に向け、的確な栄養塩類管理のために、生物の生息環境の変化などの視点を含めた調査・研究をさらに推進するとともに、その成果について広く情報発信・提供すること。 2 「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。 <p style="text-align: right;">(環境省)</p>	

115.	廃棄物の適正処理の推進	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> 1 解体工事関係者の法令遵守に向けた取組を強化すること。 2 「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針」に建設系廃棄物の処理に関する内容を追加する改定を行うこと。 3 建設リサイクル法の解体工事業登録の拒否の要件に廃棄物処理法に違反した者を追加すること。 		
(環境省、国土交通省)		
116.	産業廃棄物の環境修復事業への財政支援の継続・長期的な財政支援のための制度	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> 1 産廃特措法の支援を得て特定支障除去等事業を実施した事案地において、地方公共団体が実施する安全・安心の確保に向けたモニタリング等の取組について、令和9（2027）年度もモニタリングの支援を継続すること。なお、令和10（2028）年度以降についても新たな制度の構築等により、長期的な財政支援を行うこと。 2 産業廃棄物の不法投棄等に対する原状回復の支援を維持するとともに、その財源が枯渇することのないよう国の責任において必要十分な額の基金を造成すること。 		
(総務省、財務省、環境省)		
117.	ツキノワグマ対策の推進	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急銃猟等によりツキノワグマを捕獲する者への活動経費の労務単価を定めること。 2 複数の都府県にまたがる地域個体群の個体数調査・推計については、国において継続して実施すること。 		
(環境省)		
118.	国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> 1 吉野熊野国立公園にある日本三大峡谷の一つである大杉谷において、ユネスコエコパークにも登録された雄大な自然景観や豊かな生態系を体感することができるよう、国直轄事業によるビジターセンターを設置すること。 2 伊勢志摩国立公園において取り組んでいる、「国立公園満喫プロジェクト」の水平展開や、令和8（2026）年に指定80周年を迎える当該国立公園において、地域資源を活用した自然体験や、老朽化した施設の改修、活動拠点の整備等を推進することができるよう、予算を十分に確保すること。 		
(環境省)		
119.	不適正ヤードの規制の強化	環境生活部
<p>雑品スクラップ等を保管する事業場（ヤード）周辺の生活環境を保全するため、ヤード事業者への許可制導入や知識・技能要件を設ける等の制度的措置を講じるとともに、制度の実効性を高めるための周知徹底を行うこと。</p>		
(環境省)		
120.	地球温暖化対策の推進に係る「地域地球温暖化防止活動推進センター」への支援	環境生活部
<p>国民運動「デコ活」を推進し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの社会実装を後押しするために、「地域地球温暖化防止活動推進センター」が実施する地球温暖化対策に関する普及啓発等の取組に対して十分な財政支援を行うこと。</p>		
(環境省)		

